

II. ルーマニア

本報告書は、林野庁のクリーンウッドナビに掲載されている平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（欧州地域等）事業で実施したルーマニアの調査報告書により報告された情報の更新及び補足を行うものである。

ルーマニアはヨーロッパの南東部及びバルカン半島の北東部に位置し、ブルガリア、セルビア、ハンガリー、ウクライナ及びモルドバと国境を接している。ヨーロッパで 2 番目に長い川であるドナウ川は、ドイツ南部から 2,800km 余りを流れ下り、ルーマニアで黒海に注いでいる。ドナウ川下流部のドナウデルタ（5,050 km²）の 85% はルーマニア領にあり、このデルタ地域は土壌が肥沃なため、昔から農業生産が盛んである。さらにルーマニアは、石油、天然ガス、貴金属類などの鉱物資源にも恵まれている。

国土面積は 23 万 8,391 km²¹（日本の国土面積の約三分の二）であり、国土は平野が 33%、高原丘陵地が 36%、山地は 31% と変化に富んでいる。国土を俯瞰すると、北部に東西に伸びるウクライナとの国境の中央部から南南東方向に伸びる東カルパツィ山脈が南西部から東部に伸びる南カルパツィ山脈と V 字型の山地を形成し、さらにこれらの山脈と西部のムンフィアプセニ山脈により国の中央部に広大な高原丘陵地であるトランシルバニア盆地が形成されている。平野部は、南部のドナウ川下流域のドナウデルタに展開するバラカン平野が代表的であるが、北部にはハンガリー国境沿いの西部平原、北東部にはモルドバ平原が広がっている²。

森林面積は 661 万 6,000ha（2023 年）であり、国土面積の 28% を占めている。樹種別面積割合はブナが 34%、針葉樹が 23%、硬質広葉樹³が 17%、軟質広葉樹⁴が 15% 及びその他は 11% であり⁵、広葉樹が優勢な林相を呈している。

1. 森林の伐採段階に於ける法令等調査

（1）法令等の概要及び運用状況

ルーマニアの森林に係る中心的な法令は森林法（Codul Silvic, nr. 46 din 19 martie 2008.）⁶であり、同法は林地の所有及び森林管理から木材の生産と輸送に至る広範囲な林業活動を規定している。森林法は、2008 年に全面改正してから現在までに数次の一部改正が行われているので、本項では、主要な改正点を前回の報告書の内容の補足として報告するとともに、現在国会で審議されている森林法の全面改正について報告する。

木材の合法性を確保する上で重要な森林関係法令の中で、前回の調査以降に改正があったものとしては、2021 年にバージョンアップした木材のトラッキングシステムの運用にも関係している「木材の原産地、流通及び販売、木材の保管場所及び丸太加工施設の制度並びに所有者自身の消費を目的とした木材の原産地及び流通に関する規則

¹ 2,383 万 9,100ha

² 佐々田誠之助、「ルーマニアの美しい自然」、『ルーマニアを知るための 60 章』、六鹿茂雄編著、明石書店、2007 年、48 頁から一部引用

³ アカシア、カエデ、トリネコ、クルミなどをいう。

⁴ シナノキ、ヤナギ、ポプラなどをいう。

⁵ Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2022”, Anul 2023. pp 6-7.

⁶ 法令名は、原文の法令を和訳すると「林業法」となるが、EU 及び米国政府の関係文書並びに報道機関は便宜的に「森林法」という通称を用いているので、本項でもこの通称を使用する。

(Normele referitoare la proveniența, circulația și comercializarea materialelor lemnoase, la regimul spațiilor de depozitare a materialelor lemnoase și al instalațiilor de prelucrat lemn rotund, precum și cele privind proveniența și circulația materialelor lemnoase destinate consumului propriu al proprietarului.)」(以下、「木材の原産地及び流通に関する規則」という。)が挙げられる。

木材の原産地及び流通に関する規則が定める木材のトラッキングシステムの適用の範囲は、伐採を開始する前の立木資源調査結果のデータ入力から丸太が加工工場に到着するまでの間の丸太の流通全般に及んでいる。このため同規則の内容と運用に係る報告は、「木材の流通段階における法令調査」の項目でまとめて報告する。

表Ⅱ－１ 木材の合法性確認に係る主な法令

法令名（仮訳）	法令名（原文）	概 要
森林法	Codul Silvic, nr. 46 din 19 martie 2008.	森林の管理並びに木材の生産及び取扱いを包括的に定める法律
土地ファンド法	LEGE nr. 18 din 19 Februarie 1991, Fondului Funciar.	ルーマニアの全ての種類の土地をファンドとして運用する方法を定める法律
土地ファンド法第18/1991号及び法律第169/1997号の規定に基づいて要請された農地及び林地の所有権の再構築のための法律	LEGE nr. 1 din 11 Ianuarie 2000, Pentru Reconstituirea Dreptului de Proprietate Asupra Terenurilor Agricole şi Celor Forestiere, Solicitate Potrivit Prevederilor Legii fondului funciar nr. 18/1991 şi Ale Legii nr. 169/1997.	土地ファンド法に関連し、農地及び林地の所有権の再設定を要求した個人又は法人に係る財産権を確立するための条件を定める法律
林業活動の経済事業者の認証のための委員会の組織、機能及び構成並びに認定基準に係る規則	Regulament din 21 Noiembrie 2018 Privind Organizarea, Funcţionarea şi Componenta Comisiei de Atestare a Operatorilor Economici Pentru Activitatea de Exploatare Forestieră, Precum şi Criteriile de Atestare Pentru Activitatea de Exploatare Forestieră.	森林開発活動を行う経済事業者認証のための組織、基準及び運用並びに経済活動事業者の認定書の発行を定める規則
木材の伐採及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則	Instructiuni din 3 Iunie 2011 : Privind Termenele, Modalităţile şi Perioadele de Colectare, Scoatere şi Transport al Materialului Lemnos.	木材及び木材製品の原産地、移動及び販売並びに木材保管施設及び木材加工施設の制度と森林所有者の自家消費用木材の原産地及び移動に係る規則並びに市場に投入する木材に係る EUTR の規定を実施するためのいくつかの措置を定める規則
木材の原産地、流通、マーケティング、木材の保管スペースと木材加工施設の体制及び所有者自身の消費を目的とした木材の原産地と流通に関する規則並びに木材及び木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付欧州議会及び理事会の規則（EU）第 995/2010 号の規定を実施するためのいくつかの措置に関する規則	Nr. 497 din 25 iunie 2020, Pentru Aprobarea Normelor Referitoare la Provenienţa, Circulaţia şi Comercializarea Materialelor Lemnoase, la Regimul Spaţiilor de Depozitare a Materialelor Lemnoase şi al Instalaţiilor de Prelucrat Lemn Rotund, Precum şi a Celor Privind Provenienţa şi Circulaţia Materialelor Lemnoase Destinate Consumului Propriu al Proprietarului şi a Unor Măsuri de Aplicare a Prevederilor Regulamentului (UE) nr. 995/2010 al Parlamentului European şi al Consiliului din 20 Octombrie 2010 de Stabilire a Obligaţiilor care Revin Operatorilor Care Introduc pe Piaţă Lemn şi Produse Dinlemn.	木材及び木材製品の原産地、移動及び販売、木材保管施設及び木材加工施設の制度、所有者自身の消費のための木材の原産地及び移動に関する規制並びに木材及び木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日の欧州議会及び理事会の EUTR の規定を実施するためのいくつかの措置を定める規則であり、SUMAL 2.0 を利用した木材の管理方法を定めている。
公有林資源からの木材の価値向上に係る規則	Regulamentul de Valorificare a Masei Lemnoase din Fondul Forestier Proprietate Publică din 05.10.2017.	国有の森林ファンドの立木及び伐採木の評価及び販売の方法を定める規則
ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律	LEGE nr. 57 din 15 Mai 2020 Privind Gospodărirea Durabilă a Pădurilor României.	2021 年 1 月 1 日から 10 年間、丸太の輸出禁止を定める法律
営利企業に係る法律	LEGE nr. 31 din 16 Noiembrie 1990 (*Republicată*) Privind Societăţile Comerciale.	個人及び法人が、商行為を行うための営利企業の設立を定める法律（「会社法」）

① 森林法の構成と改正の概要

A. 森林法の構成

2008 年に公布された現行の森林法は、七つの章と附則で構成されている。

森林法の「第Ⅰ章 一般規程」では、主として国家森林ファンドを法的に位置付け、その管理方法を「第Ⅱ章 国家森林ファンドの管理」で定めている。ルーマニアでは国内の全ての土地をファンドとして管理しており、森林については林地だけでなく立木その他の森林内に存在する価値のある全ての物件を「国家森林ファンド」と位置付けている。この森林を含む土地ファンドの概念とその管理方法は、合法性を確認するときに理解を要する基礎的、かつ、特徴的な情報であるため、次項以降で前回の調査内容を補足する情報として報告する。

第Ⅲ章から第Ⅴ章までの規程は、具体的な森林管理方法及び木材の取扱いを定めている。第Ⅲ章以降の内容は、前回調査の情報に補足が必要な部分について報告する。

表Ⅱ－２ 森林法の目次

森林法（法律第46/2008号）（2008年3月19日）

目 次

第Ⅰ章	一般規定
第Ⅱ章	国家森林ファンドの管理
第Ⅲ章	持続可能な森林管理
第1節	森林管理
第2節	生物多様性の保全
第3節	森林の生態学的再建、再生及び管理
第4節	国家森林ファンドの健全性の確保
第5節	火災の予防と消火
第6節	森林の監視と保護
第7節	国家森林ファンドに特有の製品
第8節	木材の利用
第9節	木材の原産地と流通
第10節	林業における科学的研究
第11節	林業意識の育成
第12節	森林へのアクセス
第Ⅳ章	国家森林ファンドの持続可能な開発
第1節	国家森林ファンドの発展
第2節	森林所有者の組合の形態
第3節	持続可能な森林開発を支援する方法
第Ⅴ章	林業制度の適用と遵守の管理
第Ⅵ章	責任と制裁
第Ⅶ章	経過規定及び最終規定
附則	用語の定義

B. 森林法の改正

a. 一部改正

2008 年に全面改正して公布された現行の森林法は、現在までに数次の一部改正が行われているので、主要な改正点について報告する。

森林法の一部改正について米国農務省国際農業局の報告書は、「森林所有構造の変化、森林が果たす役割に対する国民の期待の高まりなど、様々な要求に対応するため、森林法は頻繁に改正される」と述べている。

森林法の木材の取扱いに係る改正は、2015 年と 2017 年に行われている。同報告書によれば、2015 年の森林法の一部改正では、森林法に木材の売買に係る次の事項が加えられた。

- i 国が承認し、登録した「経済事業者」又はそのグループは、購入した木材の 40%以上を自ら処理できる場合に限り、競売又は交渉を通じて木材を購入できる。

- ii 「経済事業者」⁷又はそのグループは、過去3年間の全国の樹種別平均伐採量の30%を超える木材の購入又は加工はできない。

さらに、2017年の森林法の一部改正では、国家森林ファンドの管理及び国有林材の販売を行っているロムシルバ（Romsilva）（国営企業）が競売に出品した国有林材のうち、家具仕上り用材及び薪材の競売参加者別販売量を各用材の年間木材販売総量の15%⁸以内に限定する規定が加えられた⁹。

これらの木材売買に係る規制の追加により、木材加工業では国内での購買量の減少による不足分を輸入で補う必要が生じ、木材産業の原料調達先に大きな影響と混乱を与えた¹⁰。現地調査においてロムシルバは、森林法へのこれらの規定の追加は、国有財産の国民への平等な分配のために必要であったと解説している。

b. 全面改正

2024年4月に森林法を全面改正する「森林法改正案（Codul Silvic, Lege nr. 85/ 2024 din 9 aprilie.）」がルーマニア国会で成立し、官報でその内容が公表された¹¹。この改正法案は、現行の森林法の下位規程である規則及び命令の規定並びに EUDR 遵守のための規則を組み込み、現行の森林法よりも適用範囲を拡大した他、規定文の記述がより詳細で具体的になされている。特に、地域社会への森林ファンドの活用及び違法伐採対策の強化に関連する規定に充実がみられる。

この改正法案は、国会で承認を受けた後に EU の承認を得て公表されたものであり¹²、その後のプロセスとしては、国内での説明会や意見聴取を通じた内容の調整、国会での再審議がなされ、大統領の署名により新しい森林法として発効する。

環境水森林省は、2024年12月17日付で『本日、新しい森林法が下院本会議で採択』と題したプレスリリースを発表した¹³。これによれば「新しい森林法」は、森林管理制度、林業部門のガバナンス、森林制度の適用と遵守の管理、制裁規定などを定め、ビデオによる林道の監視、盗難や違法伐採を検出するための技術的監視システムの導入、刑事罰制度、保険措置、違法な伐採や輸送に使用した木質材料輸送手段の没収、森林の総合 IT システムへのアクセスの制御などを規則として制定し、さらにルーマニアの自然公園及び全ての自然保護区における皆伐禁止区域の拡大を行い、全ての国民に森林で歩いたり自転車で行き交ったりする機会を提供する¹⁴と伝えている。このように2025年1月現在の森林法改正法案の審議のプロセスは、すでに国内での説明会や意見聴取が完了し、国会での再審議により下院を通過した段階にあ

⁷ 「経済事業者」とは、「専門的な活動の一部である製造、輸入、保管輸送若しくは販売又はサービスの提供を許可された個人又は法人」をいい（消費者法附則第1項その他の法令の規定による定義）、林業部門では苗木その他の林業用資材生産業、伐採業、木材加工業及び木材の卸売業を行う者に国への経済事業者登録義務がある。

⁸ 2020年に20%まで拡大

⁹ FAS, USDA, “Romanian Forestry and Wood Products”, Gain Report, 2017, p 3.

¹⁰ 現地調査による情報

¹¹ 2024年4月10日付、ルーマニア官報第333号

¹² 環境水資源省による解説

¹³ Direcția Comunicare și Digitalizare, “Noul Cod Silvic a fost adoptat astăzi în Plenul Camerei Deputaților”, 17 Decembrie 2024.(<https://www.mmmediu.ro/articol/noul-cod-silvic-a-fost-adoptat-astazi-in-plenul-camerei-deputatilor/7590>).

¹⁴ 現行の森林法では、一般人の森林への立入りを指定された区域及び標識がある歩道に限り許可している。

るが、環境水森林省はこの報道後の森林法改正に係る動向を発表していない。

なお、森林法の全面的な改正により、現行の森林法とともに8件の林業関連法が廃止され¹⁵、さらに森林法の下位規程として施行している少なくとも8件の規則及び命令が改正される予定である¹⁶。

表Ⅱ－３ 森林法改正案（全面改正案）の目次

森林改正法案
目 次

第Ⅰ編 一般規定	第Ⅶ節 国家森林ファンド用地への立入り
第Ⅰ章 規制の対象と範囲	第Ⅷ節 国家森林ファンドの土地に係る紛争 における法的代理人。
第Ⅱ章 形態	第Ⅳ章 森林管理
第Ⅱ編 林業部門のガバナンス	第Ⅴ章 国家森林ファンドにおける持続可能な 土地管理
第Ⅰ章 制度的枠組み	第Ⅰ節 規則及び技術的ガイドライ並びに 状況指標による森林モニタリング
第Ⅰ節 公的権限	第Ⅱ節 樹木園の管理及び林業的措置に係 る業務
第Ⅱ節 国家森林ファンドの土地管理	第Ⅲ節 森林の再生と生態系の再構築
第Ⅲ節 戦略計画	第Ⅳ節 森林保護
第Ⅱ章 教育と研究	第Ⅴ節 気候変動の影響抑制
第Ⅲ章 林業分野の一元的なモニタリング	第Ⅵ節 生物多様性の保護
第Ⅲ編 森林管理規則の遵守	第Ⅶ節 国家森林ファンドの警備
第Ⅰ章 総則	第Ⅷ節 火災予防と消火
第Ⅱ章 国家森林ファンドの運営と森林管理サ ービスの提供	第Ⅸ節 林産物
第Ⅰ節 総則	第Ⅹ節 伐採
第Ⅱ節 国家森林ファンドの土地管理	第Ⅺ節 木材の起源と流通
第Ⅲ節 他の所有者の国家森林ファンドの 土地の管理及び森林管理サービス	第Ⅻ節 木材の市場への投入
第Ⅳ節 国家森林ファンド域外の森林に対 する森林管理サービス	第Ⅵ編 国家森林ファンドの開発及び国家森林ファ ンド域外の森林植生
第Ⅲ章 国家森林ファンドの整合性	第Ⅶ編 支援制度
第Ⅰ節 統合された地籍及び土地台帳シス テム	第Ⅰ章 生態系サービスの提供支援
第Ⅱ節 国家森林ファンドにおける土地占 有、国家森林ファンドの土地の一時 占有	第Ⅱ章 特別資金
第Ⅲ節 国家森林ファンドの土地の除却及 び追加	第Ⅲ章 国家予算からの割当て
第Ⅳ節 国家森林ファンドからの最終的な 除却及び一時的占有並びにこれら に起因する義務の承認	第Ⅳ章 森林管理制度の適用と遵守の管理
第Ⅴ節 林地の利用区分の変更	第Ⅴ章 責任及び罰則
第Ⅵ節 国家森林ファンドからの土地移譲	第Ⅵ章 森林被害と損害の評価
	第Ⅶ章 経過規定及び最終規定
	附属資料

¹⁵ 森林法改正法第 161 条

¹⁶ 森林法改正法案第 158 条

② 土地ファンドと国家森林ファンド

国家森林ファンドを含む土地ファンド¹⁷は、国家が国土を管理するためのルーマニアの特徴的な制度である。

森林法の冒頭の第1条から第3条までの規定は、国家森林ファンドの設定に係るものである。

森林法第1条は、その本文で「1990年1月1日¹⁸に森林管理対象に含まれていた又はその後法律の規定に基づいてこれに含まれるようになった全ての森林、植林を目的とした土地、文化、生産又は林業管理の必要にかなう土地、池、川床、林業及び非生産目的のその他の土地は、所有権の種類にかかわらず国家森林ファンドを構成する」と定め、ルーマニアの全ての森林を国家森林ファンドの構成要素として位置付けている。

さらに同条は、国家森林ファンドには次のものを含めると定めている。

- i. 森林
- ii. 再生中の土地及び林業目的で造成された植林地
- iii. 造林を目的とする土地
 荒廃した土地及び造林されていない土地で、法律に基づいて植林が予定されているもの。
- iv. 栽培に資する土地
 苗床、サンルーム、植林地及び母植物の栽培地。
- v. 林業生産に資する土地
 柳、クリスマスツリー、観賞用樹木、果樹及び低木を生産するための土地。
- vi. 林業行政のニーズに応える土地
 狩猟動物の餌や飼料の生産を目的とした土地及び林業従事者に一時的に提供される土地。
- vii. 建物やそれに関連する庭が占める土地
 管理事務所、小屋、キジ養殖場、マス養殖場、狩猟用動物飼育場、林道及び輸送路並びに工業用地その他の林業部門に特有な技術施設。
- viii. 池、川床及び林業協定に含まれる非生産的な土地¹⁹
- ix. 森林のカーテン²⁰
- x. ジュニパー²¹林
- xi. 森林植生が実際に占める面積に限り計算した結果、一貫して樹冠密度が0.4以上の森林内の牧草地

¹⁷ ここでいう「ファンド」とは、地方自治体、個人及び法人が取得した森林や土地などの資産を国が集約して管理運用する仕組みを意味している。

¹⁸ 1990年1月は、チャウチェスク大統領の独裁政権が崩壊した翌月

¹⁹ 「林業協定に含まれる非生産的な土地」とは、森林法第25条の規定に掲げる「水、土壌、気候、国家の利益の目的を保護するための特別な機能を持つ森林、レクリエーション用の森林、遺伝子プールとエコプールの保護のための森林及び国家の利益の自然保護地域の森林」をいう。

²⁰ 「森林のカーテン」とは、有害要因の影響からの保護又は土地の気候、経済、美観又は衛生の改善を目的として設置する樹林帯をいう（森林法附属資料第23項）。

²¹ 和名は、セイヨウネズ：Juniper (*Juniper communis*)

なお、森林法では森林を「面積が 0.25ha 以上で、樹木で覆われている土地とみなされ、国家森林ファンドに含まれる立木が通常の植生条件下で成熟時に最低 5 m の高さに達するもの」と定義し、森林には次のものを含むと定義している²²。

- i. 保護林
- ii. ジュニパー林
- iii. 森林植生が実際に占めている面積に限り計算した結果、一貫して樹冠率が 0.4 以上である牧草地

森林法第 1 条の規定は、国全体の土地を土地ファンドとして定める土地ファンド法（LEGE nr. 18 din 19 Februarie 1991, Fondului Funciar）の第 1 条の規定の本文、「全ての種類の土地は、その用途、所有の根拠となる権利又は公有地の一部若しくは私有地に関係なくルーマニアの土地ファンドを構成する」に対応するものである。

土地ファンド法では、土地所有者は民法上の所有者ではあるが、「土地という財産に対する権利の所有者」と定め²³、土地は次の要件を有すると定めている²⁴。

- 個人又は法人を所有者とする
- 私有財産権又はその他の物権の対象となる
- 公有地又は私有地に属する
- 国家の公益分野の土地については、法令が定める機関が管理する
- 地方の利益のための公有地は、県の知事又は市長が管理する
- 公有地は公益事業に割当てられたものとして管理する

さらに、森林法では、土地ファンド法の土地に係る権利の規定と同様に、国家森林ファンドの権利について、次のように定めている²⁵。

- 公有財産又は私有財産であり、国の利益となる資産である
- 国家森林ファンドを構成する土地に対する所有権は、森林法の規定に基づき行使する

ルーマニアでは、このように林地を含む土地をファンドとして国又は法令が定める機関が管理する方法を採用しているので、林地その他の土地を入手した者は土地の登録手続きとして、不動産登記により民法上の権利を確定し、さらにその土地をファンドとして登録して財産権を確立しなければならない²⁶。

上記の土地ファンド法及び森林法の土地の権利に係る規定は、とりわけ私有林の管理及び木材の生産に係る特徴的な制度をもたらしているので、木材の合法性を確認するときの基礎的な情報として留意する必要がある。

²² 森林法第 2 条

²³ 土地ファンド法第 3 条

²⁴ 土地ファンド法第 4 条

²⁵ 森林法第 3 条

²⁶ 土地ファンド法第 7 条の規定が定める手続き

なお、土地ファンド法は、土地ファンドの用途区分を次表のように定めている²⁷。

表Ⅱ－４ 土地ファンド法が定める土地の用途区分

用途区分		用途の例
農地	生産性が高い土地	耕作地、ブドウ園、果樹園、ワイン苗床、ホップ及び桑のプランテーション、牧草地、干し草畑、温室、サンルーム、苗床など
	森林植生がある土地 (林業施設を除く農業生産の開発又は使用できる農地及び非生産的なもの)	樹木が繁る牧草地、農業用建物及び畜産施設、漁業用又は土地改良用の施設、技術開発用又は農業開発用の道路、生産拠点又は貯蔵用スペースなど
永久に水面下にある土地		水路の河床、最大貯水状態にある湖の湖床
建物が立地する都市		都市部
農村関連の土地		農地、森林その他開発中の土地
特別な目的を有する土地		道路、鉄道、航空輸送関連施設、水力発電及び熱供給の施設、電気通信施設、鉱山・石油開発地・採石場及び廃棄物関連施設の土地、防衛上必要がある土地、海岸、保護区、天然記念物、考古学的又は歴史的な物件の集合体及び遺跡

資料：土地ファンド法第2条

この表に掲げるように「森林ファンド」とは、土地ファンドの中の「森林植生がある土地」に含まれる前掲の森林法が規定する森林ファンドの要件を満たす土地及び「農村関連の土地」で森林として開発中の土地をさしている。

なお、ルーマニアの森林関連法令や行政機関が発行する出版物には、森林ファンドを表現するためのいくつかの用語がみられる。このうち「国家森林ファンド」は、法令が定義する用語として用いられているほか、国全体の森林ファンドを一体的に表現するときに用いられている。さらに、「国有林ファンド」、「民有林ファンド」、「私有林ファンド」その他の所有形態別森林ファンドを表す用語もみられる。本報告書では、原則として引用又は参考にした規定文又は行政機関が発行している資料で用いている森林ファンドに係る用語を使用して報告している。

③ 森林ファンドの管理主体

前掲の土地ファンド法及び森林法の森林を含む土地の権利規定を基盤に確立しているルーマニアの森林管理について整理すると次のとおりである。

ルーマニアの国家森林ファンドの管理は、環境水森林省が森林管理機関として指定しているロムシルバが²⁸主に林業地区（Ocoale Silvice）を通じて森林管理サービスを提供しながら行っている。ロムシルバには、森林ファンド所有者への森林管理サービスの提供が森林法により義務づけられている²⁹。

前段落の「林業地区」とは、森林ファンドの管理及びロムシルバからの森林管理サービスの提供を目的として設立した国が認可した森林を管理する組織である³⁰。林業地区のうち、私有の森林ファンド所有者で構成するものは、国が承認して国家登録簿に登録すると公益性を有する機関と位置付けられ、法人格が与えられ

²⁷ 土地ファンド法第2条

²⁸ 森林法第8条

²⁹ 森林法第16条第3項

³⁰ 森林法附属資料第19項

る³¹。さらに林業地区の設置は、国有林ファンド全体の管理実務を担うロムシルバ及び次表に掲げる三つの国有機関並びに地方自治体にも義務づけている³²。

林業地区は、県単位の行政区画（41 県及びブカレスト市）の中に単独又は複数で設置されている。森林法は林業地区の設立に必要な地形別森林ファンドの面積を次のように定めている³³。

- 平野部 3,000ha 以上
- 丘陵部 5,000ha 以上
- 山岳部 7,000ha 以上

森林を管轄する中央官庁である環境水森林省の解説によれば、林業地区には次表のように国有林ファンドを管理する林業地区である「国有林地区」及び公有林ファンド又は私有林ファンドを管理する林業地区である「民有林地区」があり、それぞれの運営主体又は構成員は次表のように定められている。

表Ⅱ－５ 林業地区の種類別運営主体又は構成員

種 類	林業地区の運営主体/構成員	備 考
国有林地区	①ロムシルバ (Romsilva/ Regia Națională a Pădurilor Romsilva)	国有林を含む国家森林ファンドの管理を行う国営企業
	②自治政府議定書遺産管理機構 (RAAPPS: Regia Autonomă Administrația Patrimoniului Protocolului de Stat)	王家の所有地及び宮殿並びに公官庁、教会その他の不動産を管理運営する国営機関
	③国立林業調査開発研究所 (INCDS: Institutul Național de Cercetare-Dezvoltare în Silvicultură/ Marin Drăcea)	実験林を管理運営する国立の林業研究所
	④林業関連の国立教育機関	
民有林地区	①森林ファンドを所有する個人若しくは法人又はこれらで組織する団体	団体、財団又は会社法の規定が定める会社として機能できる
	②地方自治体	同 上

資料：環境水森林省による解説

国家森林ファンドの管理については、国の直接権限下にある森林管理機関としてロムシルバが指定されており³⁴、前表の②から④までの機関を含む国有林地区の森林ファンドの管理はロムシルバが主体となって行っている。

民間の森林ファンドの管理は、森林ファンド所有者又は林業地区が行う。森林ファンド所有者の林業地区への加入は任意である。しかし、特に小規模な森林ファンド所有者には、森林法が定める森林管理計画の策定その他の森林ファンド所有者に課された義務³⁵を履行するために、さらに後述の国が提供する森林サービスの提供を受けるために林業地区への加入が必要になっている。ただし、林業地区に加入すると、森林管理計画が林業地区全体の計画として策定されるので、所有者自らの判断による弾力的な木材の伐採実施時期の設定が難しくなる。このた

³¹ 森林法第 15 条第 1 項・第 2 項

³² 環境水森林省による解説

³³ 森林法第 9 条

³⁴ 森林法第 11 条第 1 項

³⁵ 義務の内容については後述

め、林産会社その他の一定規模の森林ファンドを所有し、自らの資金で森林法が定める義務が履行できる森林ファンド所有者の中には、国がロムシルバを通じて提供し、木材生産を行う森林所有者に受入れを義務づけている森林管理サービスの一部を受けているものの、林業地区に加入せずに森林ファンドを管理しているものが存在する³⁶。

以上のことから、森林ファンドの管理主体は次の三者である。この三者は丸太の出荷主体にもなるので、我が国の輸入事業者がクリーンウッド法に基づき木材の合法性を確認するときは注意する必要がある。

- 国有林地区
- 民有林地区
- 民有林地区に加入していない私有林ファンド所有者

環境水森林省は、承認した林業地区のリストを同省のウェブサイト³⁷で公開している。同省が承認している林業地区は、2024 年 12 月 5 日現在 513 件存在し、その内訳は国有林地区が 147 件、民有林地区は 366 件である。

なお、国有林地区を管理するロムシルバ及び民有林地区が事業により取得できる収入の種類は、森林法が次表のように定めており、この内容から各林業地区の主要業務の一端を窺うことができる。

表Ⅱ－6 林業地区が取得できる収入の種類

ロムシルバ（国有林地区管理機関）	民有林地区
▪ 林産物の販売及び特定の経済活動 ▪ 法律に基づく森林の管理、森林管理サービスの提供、物品のレンタル ▪ 法律に基づく補償 ▪ 法律に基づく寄付 ▪ 森林保護機能の効果の対価 ▪ 法律に基づく各種予算	▪ 伐採及び林産物の採取 ▪ 法律に基づく森林管理サービスの提供及び物品のレンタル ▪ 森林保護設備を設置した森林ファンドの所有者からの年間拠出金 ▪ 森林保護設備の効果の対価 ▪ 提供する森林管理サービスの対価 ▪ 法律に基づく寄付金 ▪ 国又は地方自治体から支給される保証金 ▪ 法律に基づく各種資金

資料：森林法第 11 条第 7 項及び第 15 条第 5 項

A. 森林管理サービス

「森林管理サービス」とは、「森林管理官が契約に基づいて実施する技術的な林業関連作業」³⁸で、「森林関係法令に基づいて持続可能な森林管理を確保するために、林業地区、上位組織又はロムシルバが実行する伐採を除く全ての技術的経済的法的活動」をいう³⁹。

国は、個人及び法人が所有する森林ファンド及び行政区域単位の森林ファンドの公有財産及び私有財産の持続可能な管理を目的として、ロムシルバの予算を通じて、森林警察隊による林業犯罪を防止するための警備、自然災害による林道復旧の他、次の

³⁶ ルーマニアフォレスター雇用者協会（ASFOR）による解説

³⁷ <https://www.mmmediu.ro/>

³⁸ 森林法附属資料第 29 項

³⁹ Forest News ウェブサイトの定義検索（<http://www.old.forestnews.ro/>）

森林管理サービスを提供している⁴⁰。

- i. 森林ファンドの面積が30ha以下の場合、協同組合への加入の如何に関わらず個人及び法人の森林ファンドの管理費及び森林管理サービスの自己負担分の費用を国家予算で全額負担
- ii. 林業協定⁴¹が規定する木材の伐採制限⁴²により所有者が伐採を行えない場合は、伐採できない木材と同等の価額の補償
- iii. 次に掲げる施業に要する費用と森林保全再生基金から補助できる上限額との差額の確保
 - 再造林
 - 森林管理対象地として登録されている裸地又は植林を行う前に譲渡を受けた裸地への造林
 - 森林ファンドとして一時的に占拠された土地⁴³における森林再生
 - 自然の再生の促進及び管理並びに既存の若齢木の撫育費
- iv. 航空機を使用してロムシルバが実施する病虫害駆除⁴⁴に要する費用（個人又は法人が所有する森林ファンドについては、面積が30ha以下のものに限り適用）
- v. 自然災害又は原因不明の火災の影響を受けた森林及び林道の修復（森林保全再生基金から最大レベルで確立された金額が不十分な場合）
- vi. 森林所有者の協会の設立と発展
- vii. 森林所有者による森林の保護及び保全に係る教育資料入手の支援

B. 森林ファンド所有者の義務

森林法は、前掲の「森林ファンド所有者に課された義務」の内容を次のように列挙している⁴⁵。

- i. 森林法令の遵守
- ii. 次の森林法令の適用に係る事項。ただし、森林ファンドを林業地区が管理する場合は、林業地区がこれらの義務を負う。
 - 森林管理計画の作成及び確実な遵守
 - 森林ファンドの確実な保護及び完全性の確保
 - 森林再生事業の実施
 - 林分の手入れと管理の実施
 - 森林病虫害の予防と管理に必要な作業の実施
 - 火災予防及び消化対策の確実な遵守
 - 地域森林狩猟監督局の許可及び権限を有する職員による特定文書の発行を経た上での木材の価格設定
 - 管理又は所有している林道の確実な維持又は改修

⁴⁰ 森林法第 97 条

⁴¹ 森林ファンドの管理について森林ファンド所有者とロムシルバの間で締結する協定

⁴² 保安林の指定による伐採制限等

⁴³ たとえば作業道、山土場その他の林業関連施設用地がこれに該当する。

⁴⁴ 森林法第 55 条

⁴⁵ 森林法第 17 条

- 財産証書に基づく森林境界の確定及び境界標識の適切な維持
- 森林所有権の移転が生じたときの、60 日以内の中央政府専門地域組織への通知

④ 林地の返還

ルーマニアは、土地ファンド法及び「土地ファンド法第18/1991号及び法律第169/1997号の規定に基づいて要請された農地及び林地の所有権の再構築のための法律（LEGE nr. 1 din 11 Ianuarie 2000, Pentru Reconstituirea Dreptului de Proprietate Asupra Terenurilor Agricole și Celor Forestiere, Solicitate Potrivit Prevederilor Legii fondului funciar nr. 18/1991 și Ale Legii nr. 169/1997.）」（以下、「農地及び林地の所有権再構築編成法」という。）に基づき、1989年12月にチャウチェスク政権が崩壊した2年後の1991年1月から現在に至るまで、かつての政権により没収された森林を含む私有地を元の所有者に返還する事業を継続して実施している。

この事業で返還の対象となっている森林は、1921年のルーマニア王国農地改革により没収されたコミュニティ林その他の共同体林及び1949年に行われた第2次農業改革において社会主義の集団形成のために没収された私有林である⁴⁶。1921年のルーマニア王国農地改革にあつては所有する土地の上限を100ha、1949年の第2次農業改革にあつては同じく50haに制限した。これらを超える面積の土地については国が没収し、前者の没収地にあつては小規模零細な農地を所有している農民に、後者の没収地にあつては農業生産協同組合に分配した⁴⁷。

私有林の所有権の復元の対象は、土地を奪われた者が所有していた1 ha 以上 10ha 以下の土地で、土地ファンド法の規定に基づく旧所有者（個人又はその相続人）が申請した土地である。土地の返還は、申請者がかつて所有していた地籍の土地を対象に行うが、返還を請求している土地が既に土地ファンド法に基づいて他の所有者に譲渡されている場合、建設物、道路その他の施設が設置されている場合、特定の保護林に指定されている場合又は1990年1月1日以降に完全に若しくは部分的に伐採されている場合は、所有権の帰属対象から当該土地を除外し、旧所有地付近の代替地を割り当てる等の措置が執られている⁴⁸。

さらに、教育機関及び修道院、教区その他の宗教団体の名義により、30ha を上限に財産権の再構築の提案が行える他、コミュニオン、都市及び市町村は、土地ファンド法の規定に基づき、没収前の土地所有証明書が示す範囲で財産の返還を受けられる⁴⁹。

土地の返還は、国有林ファンドからの除却又は補償により現在も進行中である。国家統計局が発行している『林業活動報告書』には「森林ファンドの私有財産面積は、森林の返還プロセスが継続しているため国有財産面積にマイナスの影響を与えながら増加傾向にある」との報告がある。同報告書によれば、森林ファンドの所有形態別面積割合は、国有財産（国有林）がその割合を2014年65.0%から2023年には64.3%とわずかに縮小した一方で、私有財産（公有林）は同じく35.0%から35.7%に拡大している⁵⁰。

なお、返還対象地は、土地ファンド法に基づく所有が確定するまでロムシルバが管

⁴⁶ 農地及び林地の所有権再構築法第26条

⁴⁷ 安養寺久男、「ルーマニアの農地返還」、『農業土木学会誌』、第69巻第4号、2001年4月、390～391頁

⁴⁸ 農地及び林地の所有権再構築法第24条第1項

⁴⁹ 農地及び林地の所有権再構築法第29条第2項

⁵⁰ Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2022”, Anul 2023. p7

理している。ロムシルバは返還対象地において技術的林業作業を実行する義務を負い、その結果として森林から得られる利益はプールし、土地返還時に本来の所有者に現金又は現物で付与することになっている⁵¹。

⑤ 森林管理計画

森林管理計画は、森林ファンドを管理するための重要なツールである。

森林管理計画は、林業地区の生産部門又は保護部門が環境水森林省との調整し、その管理の下で法律により承認された地域開発計画の規定との整合性をはかるとともに、生態学に基づいた森林管理の基礎研究結果を反映した技術的組織的法的経済的内容を組み込むために、環境水森林省がゲオルガ・イオネスク農業林業科学アカデミー（Academia de Științe Agricole și Silvice „Gheorghe Ionescu-Șișești”）、専門機関及び NGO と協力して開発した次を原則とする技術的管理基準に基づき策定している⁵²。

- i. 伐採の継続性の原則
- ii. 機能的有効性の原則
- iii. 生物多様性の保全と改善を確保する原則
- iv. 経済原則

民有林ファンドの森林管理計画の策定は、環境水森林省が認定した民間の専門会社に依頼でき、国有林ファンドの森林管理計画は国立林業調査開発研究所が策定する⁵³。

森林管理計画の策定費用は、国有の森林ファンド管理者又は 100ha を超える面積の森林ファンド所有者が負担すること及び個人及び法人で森林ファンド面積が 100ha 以下である場合は、森林経営計画の策定に係る費用は林業を所管する中央官庁の予算を通じて国家予算により支出することが森林法で規定されている⁵⁴。

なお、森林管理計画の作成義務は、10ha 以下の森林ファンドの所有者については除外されている。しかし、商業的な伐採の許可は、林業地区が伐採の申請を森林管理計画に記載されている伐採可能量その他の計画事項に基づき審査して発行するので⁵⁵、木材生産を望む森林ファンド所有者は、たとえ森林ファンド面積が 10ha 以下であっても森林計画を自ら策定するか、林業地区に加入して所有する森林ファンドを林業地区の森林管理計画に組み入れなければならない⁵⁶。

森林管理計画については監査が行われ、林業地区は森林管理計画に基づく林業活動の検証のために、毎年 1 月に森林管理を担当する中央政府機関の管轄下にある地域森林警備隊に森林管理計画と前年の森林管理作業実績を対照した報告を提出している⁵⁷。

森林管理計画の有効期限は 10 年であるが、ポプラ又はヤナギの森林については 5 年間の有効期限を適用する場合がある⁵⁸。

⁵¹ 森林法第 135 条第 1 項・第 2 項

⁵² 森林法第 20 条・第 21 条の規定及び環境水森林省による解説

⁵³ 森林法第 20 条第 6 項

⁵⁴ 森林法第 21 条第 3 項・第 4 項

⁵⁵ 環境水森林省による解説

⁵⁶ ルーマニアフォレター雇用者協会（ASFOR）による説明

⁵⁷ 森林法第 22 条第 2 項

⁵⁸ 森林法第 59 条

森林管理計画の具体的内容については、前回の調査報告書を⁵⁹参照いただきたい。

⁵⁹ 『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（欧州地域等）報告書』、林野庁、2019 年 3 月、20～21 頁

(2) 伐採に関する許認可制度の状況及び許認可等の法令に基づく書類の概要

① 伐採及び収穫の対象

森林法は、「国家森林ファンド特有の製品」として、次表に掲げる木質林産物及び非木質林産物を指定している⁶⁰。「国家森林ファンド特有の製品」は、狩猟の対象となる動物又は山岳区域の魚類を除き、「製品」が存在する森林ファンドの所有者に帰属する⁶¹。

非木質林産物の採取については、環境水森林省が承認した技術基準及び林業地区が発行する通知、許可及び評価文書に基づいて行われる⁶²。

表Ⅱ－７ 国家森林ファンド特有の製品

木質林産物	非木質林産物
▪ 再造林を前提とした「森林再生伐採」から生じる主産物 ▪ 林分の手入れ及び管理のための伐採から生じる副生物 ▪ 生物的及び非生物的要因の不安定化作用又は法的に承認された伐採から生じる偶発的副生物 ▪ 自然消滅する過程で通常生じる製品 ▪ 鑑賞用樹木、クリスマスツリー、枝編み細工品原料、苗木その他の木質林産物	▪ 狩猟対象となる動物 ▪ 山間水域並びに森林ファンド内の農場、池及び湖に生息する魚類 ▪ 森林内の果実 ▪ 森林内の種子 ▪ 森林内で自生する植物から生じる食用キノコ ▪ 樹脂 ▪ その他

資料：森林法第 58 条第 1 項及び第 2 項

② 伐採作業実施者

森林法は、「木材の伐採作業は環境水森林省が認証した法人が行う。ただし、自己所有の森林⁶³から年間 20 m³以下の伐採を行う個人はこの限りではない」⁶⁴と定めている。

この規定の「環境水森林省が認証した伐採を行う法人」とは、「林業活動の経済事業者の認証のための委員会の組織、機能及び構成並びに認定基準に係る規則

(Regulament din 21 Noiembrie 2018 Privind Organizarea, Funcționarea și Componenta Comisiei de Atestare a Operatorilor Economici Pentru Activitatea de Exploatare Forestieră, Precum și Criteriile de Atestare Pentru Activitatea de Exploatare Forestieră.）」（以下、「経済事業者認証に係る規則」という。）により国が指定しているルーマニアフォレスター雇用者協会

(ASFOR : Asociației Patronale a Forestierilor din România)（以下、「ASFOR」という。）が運営する委員会の審議を経て国に登録された法人を指している⁶⁵。林業活動の経済事業者の認定証明証を取得した事業者は、国家森林ファンド内の木材及び国家森林ファンド外の森林植生からの木材を取扱う権利を行使できる⁶⁶。2024 年 5 月現在、ASFOR の委員会の審査を経て国の認定を受けた林業活動の事業者数は 5,246 件存在

⁶⁰ 森林法第 58 条

⁶¹ 森林法第 58 条第 4 項

⁶² 森林法第 58 条第 5 項

⁶³ 「森林ファンド」ではなく、「森林」を対象としているので注意を要する。

⁶⁴ 森林法第 62 条第 2 項・第 3 項

⁶⁵ 経済事業者認証に係る規則第 1 条第 2 項

⁶⁶ 経済事業者認証に係る規則第 2 条第 2 項

している⁶⁷。

③ 伐採許可

木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則 (Instrucțiuni din 3 Iunie 2011 : Privind Termenele, Modalitățile și Perioadele de Colectare, Scoatere și Transport al Materialului Lemnos.) は、「木材の伐採は、伐採許可に基づいて行う」と定めている⁶⁸。

ここでいう「伐採許可に基づいて行う」とは、次に列挙する伐採許可書に掲げられた伐採を許可した要件に基づいて行うという意味である⁶⁹。

- i 伐採地
 - 伐採対象地の位置及び面積並びに立木の材積、伐採対象木としてマーキングした本数及び樹種
 - 伐採契約番号
 - 伐採の目的
 - 伐採地の境界を示すためにマーキング装置により表示した番号
- ii 伐採準備作業として林道又は作業道を設置するための期間
- iii 伐採方法
- iv 自然の再生を保護するための措置
- v 伐採用作業道の端に残存する立木の保護措置
- vi 山土場の位置及び面積、山土場の境界を示すマーキングの番号並びに山土場に入荷する丸太の樹種及び本数
- vii 木質原料の収集及び除去並びに輸送の条件、方法及び条件に係る措置
- viii 伐採又は収集の作業期間
- ix その他の関連事項

上記の内、木材の伐採方法並びに作業道及び林道の位置は、伐採許可書発行者（林業地区）が森林の再生、残存木への影響、土壌の劣化及び水路への被害への配慮の状況を審査して承認している⁷⁰。ただし皆伐は、土壌の劣化防止、森林の再生及び残存木の保護の観点から制限されており、地表が雪で覆われている又は凍結しているときにトウヒ、マツ、アカシア、ポプラ、ヤナギ及び雑木林の再生並びに他の伐採技術を適用できない林地での伐採を行う場合に限り列状伐採による実施が許可されている⁷¹。ただし、国立公園内での皆伐は禁止している⁷²。

伐採許可書に記載している伐採予定立木に係るデータは、森林法が定める伐採前に実施する立木資源調査の測定結果を元としている。

伐採前の立木資源調査では、技術的基準により認可を受けた林業従事者が伐採地に特殊識別装置を用いた標識を表示する⁷³。伐採許可書には、立木材積とともに特

⁶⁷ 2024 年 5 月 23 日付の ASFOR の認定事業者名簿

⁶⁸ 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 4 条第 2 項

⁶⁹ 伐採許可書の内容を要約

⁷⁰ 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 10 条第 1 項・第 2 項

⁷¹ 森林法第 29 条第 1 項及び木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 10 条第 3 項

⁷² 森林法第 29 条第 5 項

⁷³ 森林法第 63 条第 1 項

殊識別装置により標識に与えられた番号が記載されている。

さらに、伐採許可書に記載している「伐採の目的」に該当しない伐採木が伐採地で発見された場合は、違法伐採に係る法令の規定が適用される⁷⁴。伐採許可書の様式については、「（３）伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件」の項目で報告しているので参照願いたい。

④ 県の地域森林狩猟監督局による伐採対象林区の管理

伐採許可書に基づく伐採は、林業地区の代表者又はその代理人が県の行政機関である地域森林狩猟監督局（Inspectoratul Teritorial de Regim Silvic și de Vânătoare）に伐採対象地の森林ファンドの管理権を引き渡した後に行える。

伐採対象地の管理が森林狩猟監督局に移管するときは、林業地区長又はその代理人及び県の森林官が伐採対象林区の位置、開発許可番号、区画に用いたマーキングの番号、森林再生方法、森林再生に使用する種子の構成、伐採地の占有面積、伐採対象立木の樹齢及び樹高その他の伐採対象地のデータと計画している森林の再生方法を記した「伐採地受領報告書」を作成し、伐採許可書保持者又はその代理人はこの報告書を受領する⁷⁵。

なお、ASFORによれば、林業地区に加入していない森林ファンド所有者が伐採をするときは、森林ファンドが所在する自治体の林業地区から伐採許可を取得し、森林ファンドの管理権を地域森林狩猟監督局に移した後に、同局及び森林ファンド所有者立会いのもとで伐採が行われる。

この管理権の移行により地域森林狩猟監督局による地域レベルでの伐採地管理が実施される運びとなり、法令違反行為及び伐採、搬出その他の林内作業により森林ファンドに被害が生じたときの詳細な調査、違法に伐採された木材の速やかな差押えその他の法令が定める措置の的確な執行がなされる仕組みになっている⁷⁶。

⁷⁴ 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 13 条 p)号

⁷⁵ 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 12 条第 1 項

⁷⁶ 環境水森林省による解説

(3) 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

伐採許可書は、ルーマニアにおける伐採の合法性の確認に資する書類の一つである。木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則は、附属資料として伐採許可書の様式を定めている。前回の報告書に掲載している伐採許可書の写真からは書類の内容が読み取りにくいので、その様式と仮訳を報告する。

図Ⅱ－１ 伐採許可書様式

(木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則 附属資料1)

Ocolul Silvic

Nr. din

AUTORIZAȚIE DE EXPLOATARE

Nr. din

1. Subsemnatul,, șeful Ocolului Silvic, autorizez, C.U.I./CNP, prin, C.U.I./C.N.P., în calitate de reprezentant/imputernicit al titularului autorizației de exploatare conform, să exploateze masa lemnoasă din partida, proprietatea, U.P., u.a., având un volum brut de mc pe o suprafață de ha și un număr de arbori marcați cu, destinat producției anului, conform Contractului de furnizare a masei lemnoase pepicior/prestări de servicii de exploatare nr. din, pentru efectuarea unei tăieri de Parchetul este delimitat prin: semne amenajistice, limite naturale, dispozitiv demarcat nr., aplicat pe un număr de arbori
2. În intervalul, titularul autorizației poate să execute lucrări de pregătire a parchetului, care constau în:
 - a) instalarea unui număr de linii de funiculare/alte instalații cu cablu, culungimile de:
 - b) amenajarea drumurilor de tractor în lungime de
 - c) amenajarea căilor de acces pentru atelaje în lungime de
 - d) amenajarea culoarelor de corhănit în lungime de
 - e) asigurarea condițiilor pentru respectarea normelor de tehnică a securității muncii
 - f) alte lucrări de organizare a șantierului
3. Tehnologia de exploatare
4. Măsuri de protecție a regenerării naturale prin
5. Măsuri de protecție a arborilor care rămân pe picior de pe marginea traseelor descos-apropiat prin
6. Platforma primară în suprafață de my (amplasare, materializare peteren), delimitată, după caz, cu dispozitivul de marcat nr., aplicat pe un număr de arbori
7. Măsuri speciale conform art. 30 din Instrucțiunile privind termenele, modalitățile și perioadele de colectare, scoatere și transport al materialului lemnos, aprobate prin Ordinul ministrului mediului și pădurilor nr. 1.540/2011
8. Parchetul se va exploata în termenele de recoltare și colectare de la până la și de la până la
9. Reprimirea parchetului se va face până la data de
10. Alte mențiuni*)

Notă

*) Se referă la situațiile de retragere a autorizației de exploatare.

11. Nerespectarea regulilor de exploatare și a termenelor prevăzute în prezenta autorizație atrage, după caz, răspunderea titularului autorizației de exploatare, conform reglementărilor în vigoare.
Șeful ocolului silvic Titularul autorizației
Data Ridicată autorizația astăzi,
Semnătura Semnătura
12. Autorizația s-a prelungit, în temeiul din, până la data de
Șeful ocolului silvic Titularul autorizației/Împuternicit
Data Data
Numele, prenumele și semnătura Numele, prenumele și semnătura
13. Autorizația s-a prelungit, în temeiul din, până la data de
Șeful ocolului silvic Titularul autorizației/Împuternicit
Data Data
Numele, prenumele și semnătura Numele, prenumele și semnătura
14. Autorizația s-a prelungit, în temeiul din, până la data de
Șeful ocolului silvic Titularul autorizației/Împuternicit
Data Data
Numele, prenumele și semnătura Numele, prenumele și semnătura
15. În baza Notificării nr., adresată Inspectoratului Teritorial de Regim Silvic și de Vânătoare, autorizația s-a prelungit, în temeiul din, până la data de

図Ⅱ－２ 伐採許可書様式（仮訳）

（木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則 附属資料１）

林業地区

番号 -

作業許可番号 -

1. 下記署名者、.....、林業地区 の長は、..... 事業所/個人番号
..... を通じて、..... 事業所/個人番号.....
に対し、.....、生産林区、林班 の所有地 の
区画、総材積 m³、面積 ha及び
でマークされた 本の 立木から、..... の立木供給/伐採サービス提供契約
番号 に基づいて、..... の伐採目的で、..... の伐採を目的とした木
材の伐採を承認する。
合法的な伐採地は、管理標識、自然による境界及び..... 本の 木に付けられ
たマーキング装置 番号 により区切られる。
 2. 期間 中、許可保有者は、次のものから成る準備作業を実施できる。
a) 長さが の集材架線/その他の集材架線備の設置
b) 長さが..... のトラクター用道路の配置
c) 長さが..... のトレーラー用アクセス道路の配置
d) 長さが..... スキッピング用通路の配置
e) 労働安全の技術基準を遵守するための条件の確保..... ;
f) 建設現場の組織化のためのその他の作業
 3. 伐採方法
 4. 自然再生を保護するための措置
 5. 伐採ルートの際に残存する立木を保護するための措置
 6. 必要に応じて、マーキング装置番号 で区切られた..... m²の領域内の
主要な山土場（地上での位置、実体化）が、..... の..... 本の木に適用される。
 7. 環境森林大臣命令第1号540/2011号により承認された木質原料の収集及び除去並びに輸送の条件、方
法及び期間に係る規則第30条に基づいた特別措置
 8. 合法的伐採地は、..... から..... までと..... から..... まで
の伐採・収集期間中に運営する。
 9. 県森林局の再受付は.....。
 10. その他の情報*)
- 注 *) 営業許可の取消しの状況を指す。
11. この許可で定める営業規則及び期限を遵守しなかった場合は、現行の規則に基づき、状況に応じて許
可所持者の責任が問われます。

林業地区長	認可所有者
日付	本日認可を解除しました。.....
署名	署名.....
 12. 認可は、..... 年..... の規定に基づき12日間延長されました。

林業地区長	認可所有者
日付.....	日付
氏名及び署名	氏名及び署名...
 13. 許可は、..... の..... に基づいて、..... まで延長されました。

林業地区長	認可所有者/..... 日付
氏名及び署名	氏名及び署名...
 14. 許可は、..... の..... に基づいて、日付まで延長されました。

林業地区長	権限保有者/権限を与えられた者
日付	日付.....
氏名及び署名	氏名及び署名...
 15. 地域森林狩猟監督局宛ての通知番号 に基づき、..... 年 に
基づいて、許可は まで延長されました。

① 伐採許可書の発行と許可対象者

伐採許可書は、林業地区の代表者が発行する。

伐採許可の対象は次の者である⁷⁷。

- 立木の購入契約を締結している法人
- 森林所有者と森林管理サービスの提供契約を締結した認定された法人
- ロムシルバの部局及び下部組織
- 林業活動の経済事業者認定を受けている民有林地区
- 環境水森林省が認証した法人及び自己所有の森林から年間 20 m³以下の伐採を行う個人

伐採許可書は二部発行され、林業地区と伐採許可を受けた者が一部ずつ保管する⁷⁸。

② 伐採許可書の発行条件

本調査において伐採許可書の発行条件に特化した法令の規定は見受けられなかったが、森林法は「木材の伐採は、森林法令を遵守し、林業を所管する中央の公的機関の長の命令により承認された木材の伐採、除去及び輸送の条件、方法及び機関に係る指示により行う」⁷⁹と定めている。したがって、伐採許可書の発行は、森林ファンド所有者の義務及び国がロムシルバを通じて行う森林管理サービスの利用その他の法令が定める森林ファンドを管理する上で必要な行為を履行し、伐採及び木材の輸送に係る機関の指示を実施できる者に対して行えると解釈できる。

③ SUMAL2.0（木質原料追跡システム）

SUMAL2.0 は、木材・木材製品の原産地を管理し、トレーサビリティの確保により合法性を確保するために環境水森林省が運用しているシステムである。ルーマニアでは、生産した丸太は検量し、検量結果と原産地に係るデータ等を SUMAL2.0（木質原料追跡システム）のデータベースに入力して管理している。

このシステムの内容については、木材の流通に係る報告事項と密接に関連しているので、木材の流通段階における法令等調査の項目でまとめて報告する。

環境水森林省では SUMAL2.0 と森林資源データベースを統合した「森林総合情報システム」⁸⁰の開発を行い、より厳格な木材管理を目指している。この森林総合情報システムの開発と運用は、現在国会で審議されている森林法改正法案の規定にも盛り込まれており、同改正法案によれば SUMAL2.0 は森林総合情報システムが開発されるまで新しい森林法の条件に基づいて運用することとしている⁸¹。

なお、具体的な伐採施業方法、保護地域における伐採、伐採と環境配慮事項に係る事項及び伐採労働者に係る事項については、前回の報告書を参照いただきたい⁸²。

⁷⁷ 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 4 条第 3 項・第 4 項

⁷⁸ 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 4 条第 3 項

⁷⁹ 森林第 62 条第 1 項

⁸⁰ 前掲の環境水資源省の森林法改正に係るプレスリリースの中に掲げられている「森林の総合 IT システム」に同じ

⁸¹ 森林法改正法案第 158 条第 8 項

⁸² 『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（欧州地域等）報告書』、林野庁、2019 年 3 月、24～27 頁及び 32～33 頁

2. 木材の流通段階における法令等調査

(1) 法令等の概要及び運用状況

木材の流通に係る主たる法令は、森林法と「木材及び木材製品の原産地、移動及び販売並びに木材保管施設及び木材加工施設の制度、森林所有者の自家消費用木材の原産地及び移動に係る規則並びに市場に投入する木材に係る EUTR の規定を実施するためのいくつかの措置を定める規則 (Nr. 497 din 25 iunie 2020, Pentru Aprobarea Normelor Referitoare la Proveniența, Circulația și Comercializarea Materialelor Lemnoase, la Regimul Spațiilor de Depozitare a Materialelor Lemnoase și al Instalațiilor de Prelucrat Lemn Rotund, Precum și a Celor Privind Proveniența și Circulația Materialelor Lemnoase Destinate Consumului Propriu al Proprietarului și a Unor Măsuri de Aplicare a Prevederilor Regulamentului (UE) nr. 995/2010 al Parlamentului European și al Consiliului din 20 Octombrie 2010 de Stabilire a Obligațiilor care Revin Operatorilor Care Introduc pe Piață Lemn și Produse Dinlemn)」⁸³（以下、「木材の原産地及び流通に関する規則」という。）である。

森林法では、主に第Ⅲ章持続可能な森林経営の第9節「木材の原産地と流通」に合法性を確保しながら行う木材の取扱いに係る規定を掲げている。

木材の原産地及び流通に関する規則は、丸太の生産、移動、販売及び保管並びに加工施設の者に環境水森林省が運用する SUMAL 2.0 (Sistemul de Urmărire a Materialului Lemnos 2.0 : 木質原料追跡システム第2.0版)の使用を義務づけ、SUMAL 2.0 をツールとする丸太及び木材製品の合法性を確保するための諸規定を定めている。

本項では、主に木材の流通に係るこれらの法令の内容と運用状況を報告する。

(2) 木材の流通・合法性の確保に関する法令

ルーマニアにおける木材の合法性確保は、丸太及び木材製品を対象とし、主に森林法及び木材の原産地及び流通に関する規則に基づき行われている。

なお、ルーマニアの林業関係法令で用いている「木材製品」とは、「チップ若しくは木粉、おが屑、廃棄物又は廃材の形態で販売に供する製品をいい、これらの木材及び梱包材並びに都市の木質廃棄物及び解体廃棄物の形態で廃棄するものは除外する」⁸⁴と定義されている。

① 丸太の生産及び流通に関わる主体

A. 丸太生産者

ルーマニアの丸太の生産者及び出荷者は、次の三者である。

- 林業地区（国有林地区及び民有林地区）
- 林業地区に加入していない私有林ファンド所有者
- 森林ファンド以外の森林植生がある土地の所有者⁸⁵

国家統計研究所 (Institutul Național de Statistică) が公表している統計では、生産された丸太は、木材取扱い業務を実施するために国の認可を受けている経済事業者
に販売する「経済事業者向け」と森林ファンド所有者の自家消費用である「個人

⁸³ 木材の原産地及び流通に関する規則第1条第1項

⁸⁴ 木材の原産地及び流通に関する規則附属資料1第I項n号

⁸⁵ 森林ファンド以外の森林植生がある土地とは、森林植生がある土地ファンド法が定める都市、農地（農地のうち、生産性が高い土地）、農村関連の土地及び特別な目的を有する土地をいう。

消費向け」に大きく区分している。

国家統計研究所の統計によると、2023 年の丸太生産量は 1,917 万 m³である。この内の 95%にあたる 1,828 万 7,000 m³が、国内市場に出荷された経済事業者向け丸太の生産量である⁸⁶。

森林所有形態別丸太生産量を示す統計数値は取得できなかったが、米国農務省が公表した 2017 年 3 月付の報告書では、ロムシルバが丸太供給の主要なプレーヤーであるとの報告がなされている⁸⁷。

B. 流通業者

丸太及び木材製品の流通に携わる業者は、全て経済事業者として国の承認を受け、登録しなければならない。流通機能を有する経済事業者としては、次の機関又は業態がある⁸⁸。

- 林業地区（国有林地区（具体的にはロムシルバ）及び民有林地区）。
- 素材生産業
- 市場及び倉庫業（卸売業）

林業地区の中には、販売用の丸太又は木材製品の在庫、加工又は仕分けを行うものがあり、さらに違法伐採の嫌疑により押収した又は原産地を確定するために留置⁸⁹した木質原料を保管又は受領する場合がある。ロムシルバは、管理する国有林ファンドの立木を競売方式で販売している他、生産した丸太を自らの市場で競売している。

素材生産業者は、伐採現場から主に山土場までの丸太の搬出を行っている。

市場は市場において販売目的により、倉庫業者は倉庫又は仮設倉庫において集荷、保管又は販売の目的で丸太又は木材製品を取り扱っている。

C. 丸太の輸送業者

木材の原産地及び流通に関する規則では、輸送業者を「輸送専門業者」と「輸送業者」に区分し、木材の合法性を確保する方法を「輸送業者」「輸送専門業者」別に設定している。

この「輸送専門業者」とは、連続した 12 か月間に 20 m³を超える木材又は木材製品を輸送する者をいい、「輸送専門業者」は国が承認、登録した経済事業者であり⁹⁰、後に報告する SUMAL 2.0 への登録と木材輸送時に SUMAL 2.0 を利用する義務を負っている。

一方で、「輸送業者」とは、「輸送専門業者」の定義に該当しない輸送業者をいう。

なお、丸太及び木材製品の輸送手段として、最も広汎に利用されているのはト

⁸⁶ Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2023”, 2024, p 11

⁸⁷ FAS, USDA, “Romanian Forestry and Wood Products”, Gain Report, 2017, p 2

⁸⁸ 木材の原産地及び流通に関する規則の規定に掲げられている機関又は業態

⁸⁹ 「留置」とは、法令により原産地を証明するための留置が規定されている丸太若しくは木材製品又は確認機関が原稿の法令に基づいて放棄した丸太若しくは木材製品を特定の商業段階又は生産段階で停止する措置をいい、留置の実行は法令に基づき経済事業者、倉庫業又は輸送をする者に義務づけられている（木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 1、第 I 項 o 号）

⁹⁰ 木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 1、第 I 項 t 号

トラックであるが、木材の原産地及び流通に関する規則が掲げているトラック以外の輸送手段としては、集材架線、鉄道及び船舶がある。

D. 木材加工業

本調査では、木材加工工場の件数、木材製品の生産量その他の木材加工産業に係るルーマニアの公式な統計は入手できなかったが、ASFOR にインタビューしたところ、ルーマニア国内には零細工場を含めて約 500 件の製材工場が操業しているとのことである。

なお、FAO の統計による 2023 年のルーマニアの木材製品生産量は、製材品が 410 万 m³ (針葉樹製材品 290 万 m³、広葉樹製材品 120 万 m³)、切削板が 241 万 3,000 m³ (うち、OSB が 101 万 6,000 m³)、繊維板は 100 万 5,000 m³ (うち、MDF が 88 万 7,000 m³) であった⁹¹。

E. 木材移動の規制

違法伐採対策による木材・木材製品の取締り含む丸太及び木材製品の移動の規制は、次の者により行われている⁹²。

- 林業従事者
- 警察、国境警察、憲兵隊の将校若しくは下士官及びこれらの代理人
- 国家財政管理庁の管理業務を担当している職員

国家財政管理庁の管理業務を担当している職員は、森林法の規定により木材の移動を規制する活動が行われるときに、林業従事者を支援する義務を負っている⁹³。

② 木材の原産地

A. 原産地の定義

森林法では、「木材の原産地」を次に掲げる木材が得られた地域の供給源をいうと定義している⁹⁴。

- i 国家森林ファンド
- ii 国家森林ファンド以外の森林植生地
- iii 木材選別・加工センター
- iv 木材倉庫
- v 市場、見本市、ヤードその他の木材の販売が許可された施設
- vi 輸入相手国

B. 森林法における原産地と追跡システムの基本的な考え方

このように森林法で 6 か所もの「原産地」を規定しているのは、SUMAL 2.0 が輸送許可番号を ID とし、許可した輸送の始点を「原産地」としているためで

⁹¹ 2025 年 1 月末現在の公表数値：FAO, Forest products statistics (<https://www.fao.org/>)

⁹² 森林法第 69 条第 1 項及び環境水森林省による解説

⁹³ 森林法第 69 条第 2 項

⁹⁴ 森林法附属資料第 33 項

ある。

ルーマニアの流通段階における丸太及び木材製品の合法性確保の考え方は、森林認証のCoCによる流通管理と類似している。すなわち、森林認証ではCoCが認証林を輸送の始点として、認証材と非認証材を分別管理しながら荷口別に認証製品を文書で証明して取引しているように、SUMAL 2.0では、輸送の始点である合法的な伐採が許可された伐採地をGPSの位置情報を含むSUMAL 2.0のデータベースからの情報により示し、上記のiiiからvまでのいずれかの場所又は加工工場まで輸送する。ルーマニアでは、上記箇条書きのiiiからvまでの流通業者及び加工工場には合法性が確立している丸太又は木材製品だけが入荷するとの前提により、丸太又は木材製品の荷積み地を「原産地」と位置付けている。この方法により、森林から加工工場で消費されるまでの間の丸太及び木材製品の合法性を確保するという考え方である。

ただし、現行の森林法が定める「原産地」の定義は一般的とはいえない。このため、全面改正が予定されている森林法案ではこの定義を「多角形又は位置で示す特定の地理的座標を持つ伐採を行った場所をいう」と改めている⁹⁵。

なお、ルーマニアで木材及び木材製品の流通に参加する輸送業を含むプレーヤーは、全て国の認定を受けた機関及び経済事業者並びに伐採の許可を得た個人である。

C. 輸送許可書の「原産地」の表示事例

森林法は、木材の流通においては「木材は、その原産地⁹⁶に関わらず、その原産地の合法性を明確に証明する⁹⁷特定の輸送添付文書を携行して輸送し」、かつ、「輸送書類を添付していない木材は、いかなる輸送手段でも積載して輸送できない」⁹⁸と定めているため、輸送添付文書（AVIZ：「輸送許可書」）にも前掲の森林法に基づく「原産地」が記載されている。

実際の輸送添付文書で森林法が定める6か所の「原産地」をどのように表記しているのかを例示すると次のようである。

図Ⅱ－3及び図Ⅱ－4は、一般国民が木材の合法的輸送を確認又は監視するために環境水森林省が開設しているSUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>) が示すオンライン上の輸送添付文書で、図Ⅱ－3にあっては伐採地を、図Ⅱ－4にあっては倉庫を原産地（輸送の始点）としている。

原産地に係る情報は、輸送添付文書の一行目に記載されている。原産地に係る情報の記載内容は、伐採地を始点としている輸送添付文書（図Ⅱ－3）では、輸送区分欄に「伐採地」との記入があり、同じ行の原産地欄に伐採地で伐採前に取得したGPS測定による位置情報が記載されている。一方で、倉庫を始点としている輸送添付文書（図Ⅱ－4）では、輸送区分欄には「倉庫」との記入があり、原産地欄には倉庫の具体的な名称が記載されている。

⁹⁵ 森林法改正法案附属資料1

⁹⁶ ここでの「原産地」とは、「A. 原産地の定義」の項に掲げる6種類の原産地のいずれかをいう。

⁹⁷ 具体的には、出荷者が国に登録している経済事業者であること意味する。

⁹⁸ 森林法第68条

図Ⅱ－３ 伐採地を始点（「原産地」）とするオンライン上の輸送添付文書（AVIZ）

Informații Aviz de Transport

Tip Transport: Locul Recoltării

Cod Aviz: AP25016330002507227302011537

Nr. Identificare Mijloc Transport: NT85WMD

Provenienta: 2300023202790 - 199 ARDELUTA

Data Emiterii: 01/02/2025 22:37:42

Valabilitate: 01/02/2025 22:37:42 - 02/02/2025 04:37:42

Informații Entități Implicate

Emitent

Transportator

Punct de Descărcare

Denumire:

CUI:

Volum

Grupe Specii	FAG, RĂȘINOASE
Specii	FAG, MOLID
Sortimente	Lemn de foc, Lemn rotund
Total (mc)	25.197260

Poze Transport



図Ⅱ－３ 伐採地を始点（「原産地」）とするオンライン上の輸送添付文書（AVIZ）（つづき）
【仮訳挿入済】

Informații Aviz de Transport			
輸送許可情報			
Tip Transport: Locul Recoltării 輸送区分: 伐採地	Provenienta: 2300023202790 - 199 ARDELUTA 原産地: 2300023・・・(GPS 位置データ)		
Cod Aviz: AP25016330002507227302011537	Data Emiterii: 01/02/2025 22:37:42		
輸送許可番号: AP2501633・・・	発行日: 2025 年 2 月 1 日 22 時 37 分 42 秒		
Nr. Identificare Mijloc Transport: NT85WMD	Valabilitate: 01/02/2025 22:37:42 - 02/02/2025 04:37:42		
車輛ナンバー: NT85WMD	有効期限: 2025 年 2 月 1 日 22 時 37 分 42 秒～ 2025 年 2 月 2 日 4 時 37 分 42 秒		
Informații Entități Implicate			
輸送主体の情報			
Emitent 発行者 Transportator 輸送業者 Punct de Descărcare 荷下ろし地	Denumire: [REDACTED] 名称: XXXXXXXXXX CUI: [REDACTED] 事業所番号: NNNNNNN		
Volum			
材 積			
Grupe Specii	樹種群	FAG, RĂȘINOASE	ブナ、針葉樹
Specii	樹種	FAG, MOLID	ブナ、トウヒ
Sortimente	製品区分	Lemn de foc, Lemn rotund	薪、丸太
Total (mc)	総材積 (m³)	25.197260	
Poze Transport			
輸送手段の写真			
			

出典：SUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>)

- 伐採地を輸送の始点とする輸送添付文書の一行目の輸送区分欄には「伐採地」と表示され、その右側の原産地欄には伐採地の位置を示す GPS の位置情報が表示される。この GPS の位置情報をウェブサイトの地図アプリケーションに入力すると、地図上で伐採地の位置が特定できる。
- 二行目の輸送許可番号欄には、輸送物品及び輸送管理の ID として位置付けられている輸送許可番号が表示されている。
- 「輸送主体の情報」は三つのタブで構成しており、「輸送業者」のタブを開くと輸送業者名と事業者 ID 番号を、「荷下ろし地」のタブを開くと荷下ろし地の名称を表示する。
- 輸送手段がトラックである場合、輸送業者にはトラックの前面（ナンバープレートを含む）、側面、背面及びインジケーターパネルのオドメーター（累積走行距離計）の写真を SUMAL 2.0 に登録するよう義務づけられているが、情報公開用の SUMAL 2.0 Inspectorul ではオドメーターの写真の掲載が省略されている。

図Ⅱ－４ 木材倉庫を始点（「原産地」）とするオンライン上の輸送添付文書（AVIZ）

Informații Aviz de Transport

Tip Transport: Depozit

Cod Aviz: DA25000529001402595202040529

Nr. Identificare Mijloc Transport: AB65DOA

Provenienta: Depozit

Data Emiterii: 04/02/2025 12:29:25

Valabilitate: 04/02/2025 12:29:25 - 04/02/2025 18:29:25

Informații Entități Implicate

Emitent

Transportator

Punct de Descărcare

Denumire:

CUI: RO

Volum

Grupe Specii	FAG, DIVERSE TARI
Specii	FAG, CARPEN
Sortimente	Lemn rotund
Total (mc)	14.975460

Poze Transport





出典：SUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>)

図Ⅱ－４ 木材倉庫を始点（「原産地」）とするオンライン上の輸送添付文書（AVIZ）（つづき）
【仮訳挿入済】

Informații Aviz de Transport

輸送許可情報

Tip Transport: Depozit

輸送区分: 倉庫

Cod Aviz: DA25000529001402595202040529

輸送許可番号: DA250000.....

Nr. Identificare Mijloc Transport: AB65DOA

車輛ナンバー: AB65DOA

Provenienta: Depozit

原産地: NNNNN 倉庫

Data Emiterii: 04/02/2025 12:29:25

発行日: 2025 年 2 月 4 日 12 時 29 分 25 秒

Valabilitate: 04/02/2025 12:29:25 - 04/02/2025 18:29:25

有効期限: 2025 年 2 月 4 日 12 時 29 分 25 秒～
2025 年 2 月 4 日 18 時 29 分 25 秒

Informații Entități Implicate

輸送主体の情報

Emitent

発行者

Transportator

輸送業者

Punct de Descărcare

荷下ろし地

Denumire

名称: XXXXXXXXXX

CUI: RO

事業所番号: RONNNNNNN

Volum

材 積

Grupe Specii	樹種群	FAG, DIVERSE TARI	ブナ、雑木
Specii	樹種	FAG, CARPEN	ブナ、クマシデ
Sortimente	製品区分	Lemn rotund	丸太
Total (mc)	総材積 (m³)	14.975460	

Poze Transport

輸送手段の写真

出典：SUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>)

- 倉庫を輸送の始点とする輸送添付文書の一行目の輸送区分欄には「倉庫」と表示され、その右側の原産地欄には森林法の規定が定める原産地の一つである「木材倉庫」の具体的な名称が表示されている。

31

輸送添付文書に関連して、流通している木材のうち、次のものについては①の E 項に掲げた「木材移動を規制する者」が没収する定めになっている⁹⁹。

- 特定の輸送添付文書がないもの
- 特定の輸送添付文書の有効期限が切れているもの
- 書類に法的出所（森林法の規定が定める「原産地」）の記載がないもの

原産地の記載がない輸送添付文書は不適合書類であり、その書類が添付された木材の受領、保管、加工輸送又は販売は禁止し¹⁰⁰、原産地の記載がない輸送添付文書により流通している木材については「丸太及び木材製品の移動を規制する者」が差押えた後、留置する¹⁰¹。留置した木材は、「丸太及び木材製品の移動を規制する者」が定めた期間中に又は裁判所の判決により、木材の合法的原産地が確認できないときは没収し、合法的な原産地が判明したときは返還する。ただし、没収した木材の所有者が、没収処分の適用につながった犯罪行為の実行者でない場合は、その木材は所有者に返還する定めになっている¹⁰²。

③ SUMAL 2.0 を実行ツールとする木材の原産地及び流通に関する規則

木材の原産地及び流通に関する規則は、次を定めている規則である¹⁰³。

- 木材及び木材製品の原産地、移動及び販売、木材保管施設及び木材加工施設の制度
- 所有者自身の消費のための木材の原産地及び移動に関する規則
- 木材及び木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める EUTR の規定を実施するためのいくつかの措置

木材の原産地及び流通に関する規則は、上記の制度等の実施をするためのツールとして SUMAL 2.0 を採用している。

このシステムの開発、運用及び管理は環境水森林省が行っており、同省は SUMAL 2.0 により丸太及び木材製品の森林法が定める原産地の特定、輸送している丸太及び木材製品の追跡及び統計情報の取得を行っている¹⁰⁴。

SUMAL 2.0 は、2003 年から 2009 年までの期間に IT 技術の導入による森林管理の合理化と関連情報の管理を目的として環境水森林省が主導して開発した FMIMS（森林管理情報監視システム：Forest Management and Information Monitoring System）と 2008 年 10 月 1 日から運用を開始した SUMAL（SUMAL 2.0 にバージョンアップする前の初期型の木質原料追跡システム）を違法な木材伐採行為及びそれから派生する木材製品の市場への投入を迅速に防止し、制裁するための管理活動ツールとして統合し、2021 年 1 月 31 日から運用を開始したシステムである。SUMAL と FMIMS の統合により、SUMAL 2.0 では伐採対象林班の情報の利用及び伐採量、丸太生産量の整

⁹⁹ 森林法第 70 条

¹⁰⁰ 森林法第 72 条

¹⁰¹ 森林法第 71 条第 3 項

¹⁰² 森林法第 71 条第 3 項-第 5 項

¹⁰³ 木材の原産地及び流通に関する規則第 1 条第 1 項

¹⁰⁴ 木材の原産地及び流通に関する規則第 2 条の規定に基づく。

合性の確認及び関係文書の作成がシステム上で行えるようになっている¹⁰⁵。

なお、2008 年から 2021 年まで運用していた SUMAL の運用目的は次の三点であり¹⁰⁶、伐採した丸太のトレーサビリティの確立及び木材管理の標準化を主目的としていた。

- 木材の原産地を管理し、トレーサビリティの確保により林業部門における犯罪を減らし、違法行為を防止し、これらの防止活動のための公共政策の一環としての管理の効率を高めること
- 伐採された木材の量とその結果生じる木質原料に関する国家レベルの情報を入手すること
- 行政機関及び木材の管理又は取扱い権限を有する専門家が無料で利用できる IT アプリケーションを作成し、木材管理実務を統一すること

環境水森林省は、SUMAL をバージョンアップした現在の SUMAL 2.0 の主な機能的特徴を次のように解説している。

- 違法伐採の撲滅に有効なツールである。
- 伐採前に伐採対象林班の GPS 座標による位置測定を行い、その情報を SUMAL 2.0 に登録するため、原産地を厳密に確定できる。
- 現場での林業従事者の作業を大幅に簡素化できる。
- オンライン上で木材の輸送に使用しているトラックのナンバープレート及び積載している貨物の荷姿の画像とともに、輸送予定経路及びそのトラックが発ししている GPS 信号を用いて積み込み地から積下ろし地までの輸送行程を地図上にリアルタイムで表示できるので厳格な監視が行える¹⁰⁷。
- 環境水森林省は、木材輸送の状況を SUMAL 2.0 のウェブサイト (www.inspectorulpadurii.ro) 又はアンドロイド (Android) オペレーションシステムの携帯電話用のアプリケーション¹⁰⁸を通じて一般に公開しており、一般市民には不信な木材輸送を目撃したときは電話による警察への通報を推奨している。
- 倉庫その他の木材を在庫する全ての施設の在庫状況を確認できる（在庫データは一日単位で更新）。

上記の c.項に掲げる林業従事者の作業の大幅な簡素化の効果については、SUMAL 2.0 は業務上必要な書類の自動生成機能及び関連情報の検索機能を備え、データベースに記録されているデータを利用した合法性確認のための種々の検証が容易に行えるので、大きな効果をあげていると考えられる。SUMAL 2.0 に入力するデータの種別、許認可又は監督事項及び自動生成し発行できる書類の種類は、次表のとおりである。

¹⁰⁵ 環境水森林省による解説

¹⁰⁶ SUMAL の組織及び機能、ユーザーの義務、標準化された情報の伝達の構造と方法に係る方法に係る命令 (Metodologia Privind Organizarea și Funcționarea SUMAL, Obligațiile Utilizatorilor SUMAL, Precum și Structura și Modalitatea de Transmitere a Informațiilor Standardizate din 08.10.2014) 第 2 条 (2021 年 1 月 30 日廃止)

¹⁰⁷ この機能は、2018 年度に林野庁が行った調査の報告書では、民間企業が独自に SUMAL に追加している機能として報告されている。

¹⁰⁸ “Forest Inspector”という名称のアプリケーションで、GooglePlay から無料でダウンロードできる。

表Ⅱ－8 SUMAL 2.0 の入力データの種別、許認可・監督事項、システムによる発行書類

	入力データの種別	許認可・監督事項	システムによる発行書類
1. 森林管理・伐採	- 森林管理記録 - 国家森林ファンド及び林業サービス提供地の資産 - 伐採作業認定経済事業者の登録記録 - マーキング装置の登録及び使用記録 - 不可抗力又は緊急事態の開始又は終了の記録	- APV（技術的経済文書）の承認、変更、キャンセル又は取消し - APV の検証 - 伐採許可の発行、延長、廃止、変更又は取消し - 森林管理計画を作成するときに現場から収集したデータの検証 - 原産地に係る公共の利益のためのデータの検証	- 立木在庫帳簿 - マーキング委任状 - マーキングデバイス使用報告書 - APV - 伐採許可書 - 伐採木引渡し報告書 - 伐採部門管理報告書 - 最終受領書様式 - 林業地区若しくは森林管理者又は上位機関宛報告書
2. 市場・倉庫の入出荷在庫管理	- 入荷受付（NIR） - 木材製品加工の結果生じる木質原料の区分に含まない木材製品の倉庫からの出荷 - 内部消費の対象となる木材の数量と品目		- 在庫木材の選別報告書 - 玉切報告書 - 倉庫における活動に係る報告書 - 生産報告書 - 消費損失報告書
3. 輸送・通関業務	- 輸送専門業者の登録 - 原産地の登録 - GPS による荷積み位置 - 荷下ろし地の所在地 - 輸送手段識別データ - 添付書類作成用データ - 輸送開始時刻、輸送実施時間及び輸送完了時刻 - GPS による輸送経路上の輸送手段の追跡	- 丸太又は木材製品の輸送の検証 - 原産地に係る公共の利益のためのデータの検証。 - 輸入申告書（DVI）記載事項の検証 - 輸出申告書（DVE）記載事項の検証	- 輸送書類及びその添付書類 - 専門家以外の個人又は法人の受取人向けの SUMAL 2.0 入力用の荷下ろしに係る書類様式作成のために必要な標準化された情報の作成。

注：「APV（Act de Punere în Valoare）」とは、森林管理のための林業の技術的基準に基づいて、伐採を予定している立木群の位置及びその量的質的評価結果を記録した技術的経済文書をいう（公有林資源からの木材の価値向上に係る規則（Regulamentul de valorificare a masei lemnoase din fondul forestier proprietate publică din 05.10.2017）第1条 a 号）

資料：木材の原産地及び流通に関する規則第5条第2項-第9項

A. 原産地の確定方法

a. 伐採地における原産地の確定方法

伐採地の決定は森林管理計画に基づき行われ、伐採許可申請には伐採対象地の APV（Act de Punere în Valoare：技術的経済文書）の添付が必要である。APV とは、林業関連法令においては「森林管理のための林業の技術的基準に基づいて、伐採を予定している立木群の位置及びその量的質的評価結果を記録した技術的経済文書」をいう¹⁰⁹。

APV を作成するために、伐採対象地では境界の確定作業と技術的基準に基づく立木資源調査が行われる。

伐採対象地の境界確定作業では、立木への SUMAL 2.0 に登録されているマー

¹⁰⁹ 公有林資源からの木材の価値向上に係る規則第1条 a 号

キングデバイスの番号を含む表示（スタンプ）又は同じく登録されている承認番号が記載されている標識の設置が行われる。さらに伐採対象地では、地理的位置を確定するための GPS による位置測定が行われる。

立木調査並びにマーキング又は標識による境界確定及び GPS による位置測定の結果は、SUMAL 2.0 に入力する。SUMAL 2.0 は、これらのデータ入力により、APV の作成に要する計算を自動的にに行い、APV とマーキングデバイスの使用に係る報告書を自動作成する。

APV に記載される原産地の地理的な位置は、SUMAL 2.0 のデータベースに登録されている GPS の位置情報であり、この位置情報は輸送添付文書その他の SUMAL 2.0 が作成する書類や報告書に引用される。

さらに境界確定に用いたマーキングデバイス番号のデータは、伐採許可書の伐採対象地を示す欄に引用されている。

b. 流通拠点の「原産地」の位置情報

森林法が定める「原産地」には、木材選別・加工センター、木材倉庫、木材の販売を許可された市場、見本市、ヤードその他の流通拠点が含まれている。木材の保管スペースとして機能するこれらの施設については、SUMAL 2.0 への GPS 測定で取得した位置情報の登録が義務づけられている¹¹⁰。

c. 原産地を証明する文書

木材の原産地及び流通に関する規則では、木材の原産地を証明又は確認するために利用できる文書又は SUMAL 2.0 に記録されているデータを木材の取扱い状況別に定めている¹¹¹（表Ⅱ－9）。

さらに同規則では、原産地を証明するための添付文書の種類を定めているので、その内容を表Ⅱ－10 にとりまとめた。同規則は、原産地証明として必ず添付しなければならないのは木材又は木材製品を積載した輸送手段の正面、側面及び背面の写真であり、この他に表Ⅱ－10 に掲げた 10 種類の書類の中から条件に応じたものを用いるように指定している¹¹²。

添付文書の発行主体は、林業地区又は経済事業者である。添付文書の発行主体は、木材を生産した場所などの条件により異なるので、表Ⅱ－10 では林業地区、経済事業者別に添付文書の発行対象となる木材の種類を整理している。

なお、表Ⅱ－9 の第 8 項の建築用材の原産を証明するための書類様式を図Ⅱ－5 として掲載した¹¹³。

図Ⅱ－6 は、オフライン用（印刷用）の輸送添付文書（AVIZ）の様式であり¹¹⁴、伐採地を「原産地」とする輸送添付文書は、木材の原産地を証明又は確認するための書類としても利用されている。

¹¹⁰ 木材の原産地及び流通に関する規則第 18 条第 1 項

¹¹¹ 木材の原産地及び流通に関する規則第 7 条

¹¹² 木材の原産地及び流通に関する規則第 8 条・第 9 条

¹¹³ 木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 3

¹¹⁴ 木材の原産地及び流通に関する規則第 8 条第 1 項及び附属資料 5

表Ⅱ－９ 木材の原産地を証明又は確認するための文書及びデータ

木材の区分	原産地を証明するための文書又はデータ
1. 伐採が認可され、利用のために引き渡された伐採地の木材	APV（技術的経済文書） 伐採に係る損害は APV に追記
2. 倉庫又は仮設倉庫に在庫している選別加工センターが取扱う又は取引する丸太又は木材製品	SUMAL 2.0 で生成した倉庫識別コードにより識別できる電子登録簿
3. 木材の販売が承認されている市場、見本市又は納屋の丸太又は木材製品	同 上
4. EU 加盟国産の丸太又は木材製品	▪ 受取人である経済事業者が、受取時に発行した「添付文書」 ▪ EU 内文書 ▪ 陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM）
5. 非 EU 加盟国産の丸太又は木材製品	通関許可が与えられる場所で木材又は木材製品から利益を得る経済事業者が発行し、印刷した通知文書
6. 積み替えられた丸太又は木材製品	木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 5 に掲げる原産地を証明する書類
7. 差押え又は没収された丸太又は木材製品	差押え品又は没収品を保管するための差押え報告書又は SUMAL 2.0 に登録している裁判所の最終判決データ
8. 次のいずれかの建築用材 ▪ 所有証明文書を添付した建築用材 ▪ 所有証明文書の添付がない個人用の建築用材 ▪ 解体により生じた建築用材	SUMAL 2.0 により要求される標準化された情報を含む木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 3 に掲げる様式の報告書
9. 文書書の許可材積を超える丸太又は木材製品	林業地区との間で締結された引渡し受領報告書
10. 個人森林所有者から取得した木材	木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 5 に掲げる原産地を証明する書類
11. APV（技術経済文書）の材積を超える木材	伐採許可所持者と木材管理を引き継ぐ林業地区との間で締結された販売行為の材積を超える木材の材積目録報告書（原産地及び流通に関する規則附属資料 4 の様式）
12. 0.1 m ³ 未満の木材	領収書又は請求書

資料：木材の原産地及び流通に関する規則第 7 条

表Ⅱ－10 原産地証明の添付文書及び林業地区、経済事業者別添付文書発行対象

1. 原産地証明の添付文書	2-1. 林業地区の添付文書発行対象	2-2. 経済事業者の添付文書発行対象
A. 積載した輸送手段の正面、側面及び背面の写真（必須） B. 次のうち、条件に応じて必要なもの a. 伐採地からの「添付文書」 b. 倉庫、仮設倉庫、見本市又は納屋からの「添付文書」 c. 積替え地の「添付文書」。 d. 差押え品又は押収品の「添付文書」 e. 国産産木質原料の「添付文書」。 f. 輸入木質原料の「添付文書」 g. APV（技術的経済文書）の許可量を超える木質原料の「添付文書」 h. 測樹法による測定材積の許容誤差（注）を超える木質原料の「添付通知」 i. 購入した木質原料の「添付文書」 j. その他の状況の「添付文書」又は木材製品に係る「添付文書」	a. 管理している又は林業サービスを提供している森林ファンドの伐採現場から出荷する当該森林地区で又は利用サービス提供者を通じて利用する法的条件を満たした木質材料 b. 自らが管理する又は契約に基づいて林業サービスを提供する個人若しくは法人の私有財産又は行政地域単位の公有財産である森林ファンド内の伐採現場から出荷される法的条件に基づく利用により生じた木質材料 c. 国家森林ファンド以外の森林植生に由来する木材の法的条件に基づく利用から生じた木質材料で、管轄地域内の伐採現場から出荷されるもの d. 専門家、宗教法人、公的機関又は団体以外の個人若しくは法人の書面による要請により、荷降ろし地点を明記した書類で合法的な所有の証明を提示したときに保管場所から輸送される木質材料又は木材製品 e. 差押えられた又は没収された丸太又は木材製品 f. 積替えられた丸太又は木材製品。 g. 輸送手段の運転手又は所有者の要請により、受取人が受取りを拒否した又は受け取らなかった木材又は木材製品	a. 売買契約に基づいて購入した樫の利用から生じる伐採地からの木質材料 b. 法律に基づいて保管、加工、選別又は販売し、倉庫から出荷する木質材料 c. 通関地からの輸入木質材料 d. 積替えられた木質材料又は木材製品 e. コミュニティ内から生じた木質材料又は木材製品 f. 技術設備を通じて輸送した木質材料又は木材製品（発行者により生成されて受取人が受取る添付通知は、それぞれの月に輸送した数量について少なくとも月に1回又は必要に応じて随時生成する）

注：20%

資料：木材の原産地及び流通に関する規則第8条第1項・第2項及び第9条第1項・第2項

図Ⅱ－５ 建築用材の原産地を証明又は確認するための書類の様式¹¹⁵

Avizat Inspector-șef,

.....

Ocolul silvic

Nr. /

PROCES-VERBAL DE INVENTARIERE

a materialelor lemnoase utilizate la construcții pentru care se face dovada deținerii acestora cu aviz de însoțire/a materialelor lemnoase rezultate din demolări/a materialelor lemnoase aflate în proprietatea persoanelor fizice pentru care nu dețin avize de însoțire

Încheiat astăzi

Subsemnatul,, în calitate de deținător al materialelor lemnoase și

....., reprezentant al Ocolului Silvic în a cărei rază teritorială se află depozitate

materialele lemnoase, azi, data de mai sus, am procedat la inventarierea materialelor lemnoase utilizate la

construcții pentru care se face dovada deținerii acestora cu aviz de însoțire a materialelor lemnoase rezultate din

demolări/a materialelor lemnoase aflate în proprietatea persoanelor fizice pentru care nu dețin avize de însoțire,

rezultând următoarele cantități :

Specia	Sortimentul	Elemente dimensionale				Cantitate	
		Lungime (m/cm)	Lățime (cm)	Grosime (cm)	Diametru (cm)	Număr (buc.)	Volum (mc)

Deținătorul materialelor lemnoase declară pe propria răspundere că acestea provindin.....

Prezentul proces-verbal de inventariere s-a întocmit în două exemplare; după semnarea și înregistrarea lor la ocolul silvic în a cărei rază teritorială se află depozitate materialele lemnoase, câte un exemplar se înmânează fiecărei persoane semnatare.

Prezentul proces-verbal de inventariere reprezintă documentul de proveniență a materialelor lemnoase inventariate.

Deținător materiale lemnoase,	Reprezentant ocolsilvic,
--	-----------------------------------

【仮訳】

承認された主任検査官,

.....

林業地区

No. /

所有証明が許可証とともに提供されている建設に使用された木材の在庫報告書、解体により生じた木材の在庫報告書、個人が所有する許可証を取得していない木材の在庫報告書

日付

下記署名者は木材の保有者であり、.....は木材が保管されている林業地区

.....の代表者であり、本日、上記の日付で、所有証明が添付された建設用木材、解体により生じた木材及び添付の通知がない個人所有の木材の目録を作成した結果、次の数量を得た。

樹種	品目	寸法				量	
		材長 (m/cm)	幅 (cm)	厚 (cm)	直径 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)

木材の所有者は、自己の責任においてその木材が.....由来したものであると宣言する。この目録報告書は2部作成されており、木材が保管されている地域を管轄する林業地区に署名して登録した後、署名者に各一部送付する。

この報告書は、一覧表に記録された木材の原産地証明書である。

木材所有者	林業地区代表
----------------	-----------------

¹¹⁵ 木材の原産地及び流通に関する規則附属資料3

図Ⅱ－6 オフライン用（印刷用）の輸送添付文書（AVIZ）の様式¹¹⁶

Element identificare SUMAL 2.0
AVIZ DE ÎNSOȚIRE materiale
lemnoase/produse din lemn

Cod unic aviz	
Data și ora emiterii codului unic	Valabil până la data/ora
1. Emitent SC/OS Nr. registrul comerțului/CUI Sediul/Domiciliul (localitatea, str. nr. , județul)	4. Destinatar Nr. registrul comerțului/CUI Sediul/Domiciliul (localitatea, str. nr. , județul)
2. Punct de încărcare (denumire, locul încărcării)	5. Punct de descărcare (denumire, locul descărcării)
3. Doc. Proveniența (nr. APV, denumire depozit/DVI /FLEGT/cod unic aviz/PV confiscare nr./data/doc. justificativ nr./data)	6. Transport întrerupt din cauza Perioada întreruperii transportului Data și ora întreruperii transportului Data și ora reluării transportului

7. Specificația										
Nr. crt.	Grupa de specii	Specie	Sortiment	Subsortiment*	Nr. buc.	Lungime (m)	Lățime (m)	Înălțime (m)	Diametru** (cm)	Volum (mc)
(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

8. Recapituție aviz							
Grupa de specii	Rășinoase	Fag	Quercinee	Diverse tari	Diverse moi	Total general	
Volum (mc)							
9. Date privind expediția		Mijlocul detransport		Cap tractor	Remorca		
10. Starea avizului de însoțire							

* Se înscrie numai dacă există.

** Se înscrie numai dacă cerințele art. 15 o impun.

図Ⅱ－６ オフライン用（印刷用）の輸送添付文書（AVIZ）の様式（つづき）

【仮訳】

識別要素

SUMAL 2.0 輸送添付文書

木質原料/木材製品

コメント固有コード	
固有コード発行日時	有効期限：日付／時間
1. 発行者 SC/OS 商業登記番号/事業者番号 本社/住所（地域、番地、郡）	4. 荷受人 商業登録番号/事業者番号 本社又は住所（所在地、番地、郡）
2. 積み込み地 （名称、積み込み場所）	5. 荷下し地 （名称、荷下し場所）
3. 文書番号..... （APV 番号、植名称/ DVI/FLEGT/ コメント固有コード/PV 没収 番号/ 日付 /裏付文書番号/ 日付）	6. 交通機関が中断。 □□□□ 輸送中断期間 □□□□ 輸送中断日時 □□□□ 輸送再開日時 □□□□

7. 仕様										
文書 番号	樹種グループ	樹種	品目	小品目*	本数	材長 (m)	幅 (m)	厚 (m)	直径** (cm)	材積 (m³)
(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

8. 輸送通知の要約						
樹種グループ	針葉樹	カバ	カシ	ブナ	その他	合計
材積 (m³)						
9. 出荷の詳細		輸送手段の 種類		トラクター	トレーラー	
10. 添付通知のステータス						

* 利用可能な場合に限り登録

**第15条の規定の要件¹¹⁷を満たす場合に限り登録

¹¹⁷ 木材の原産地及び流通に関する規則第 15 条の規定が定める丸太の検量方法及び SUMAL 2.0 を使用した材積計算方法をいう。

B. SUMAL 2.0 のユーザー

a. SUMAL 2.0 のユーザー

SUMAL 2.0 は、立木並びに丸太及び木材製品を扱う行政機関並びに広汎な個人及び法人をユーザーとしている。SUMAL 2.0 のユーザーは、次のとおりである¹¹⁸。

- a) 行政機関又は行政機関が指定する機関
 - i 林業を所管する中央政府機関
 - ii 森林管理業務の認定を受けた行政機関の専門部署
 - iii ロムシルバ
 - iv 林業地区
 - v 実験拠点
 - vi 法律が定める権限に基づいて林業分野の管理責任を負う団体の中央及び地方の組織
 - vii 税関
 - viii 国家安全保障の分野で責任を負う国家機関
 - ix 森林警察
- b) 経済事業者
 - i 立木を購入し、伐採後、伐採地から丸太を搬出する者
 - ii 木質原料又は木材製品を在庫、加工、仕分け又は取引する者
 - iii 市場、見本市、納屋、商品取引所の運営を行う者
 - iv 倉庫又は仮設倉庫から出荷する丸太又は半製品に添付する通知を発行する者
 - v 木質原料以外の木材製品を入手、在庫、保管、輸送又は取引する者
 - vi 輸送専門業者
 - vii 丸太及び木材製品の輸入業者又は輸出業者
- c) 一般国民

SUMAL 2.0 はデータを中央のデータベースで集中して管理するとともに、上記に列挙した多様なユーザーに対応するために 9 種類のアプリケーションを用意して各アプリケーションの利用権限をユーザーの区分別に付与している。

アプリケーション別利用者及び利用者が SUMAL 2.0 を利用して行う業務の概要は、次表のとおりである。

b. SUMAL 2.0 のへの情報提出除外対象

木材の原産地及び流通に関する規則では、次に掲げる事項に該当する木材又は木材製品については、SUMAL 2.0 への標準化された情報の提出義務を除外している¹¹⁹。

- i 取引する木材又は木材製品の材積又は輸送手段の積載容量が 0.1 m³以下のもの
- ii 輸入した木材又は木材製品で、税関の輸送申告書を添付書類として税関の監視下で目的地まで流通するもの

¹¹⁸ 木材の原産地及び流通に関する規則第 5 条第 2 項-第 9 項

¹¹⁹ 木材の原産地及び流通に関する規則第 8 条第 6 項

- iii 輸出制度の対象となる木材又は木材製品で、税関輸出申告書を添付通知として税関の監視下で輸出税関から EU 域外への輸出製品を扱う出国税関事務所に向けられるもの
- iv EU 加盟国を原産地とする木質原料又は木材製品で陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM）を添付して目的地又は荷下ろし地点まで輸送するもの
- v 拘留又は没収された輸送中の木材又は木材製品

SUMAL 2.0への情報提出義務が免除されている木材又は木材製品は上記のように限られ、通常流通しているルーマニア国内産の木材又は木材製品で情報提出義務が除外されているのは、0.1m³以下のものだけである。

SUMAL 2.0のウェブサイトで公表されている木材又は木材製品の輸送添付文書の中には、少量の木材又は木材製品の輸送のために発行されたものも見受けられる¹²⁰。図Ⅱ－7は、少量の木材を輸送する輸送添付文書の事例として、輸送添付文書の一部を示している。この事例は、倉庫を「原産地」として1.84m³のスプルス製材品を普通ワゴン車で輸送するために用意された輸送添付文書であり、この文書の全容は図Ⅱ－4に掲げた様式と同様である。

さらにこの事例は、SUMAL 2.0のトラッキング機能の対象は森林法が定義する木質原料である木材及び木材製品であるものの、輸送管理の範囲としては木質原料を加工した製材品その他の中間財にも及んでいることも示している。

図Ⅱ－7 少量の木材製品を輸送するための輸送添付文書の一部

Volum	
Grupe Specii	RĂŞINOASE
Specii	MOLID
Sortimente	Cherestele
Total (mc)	1.840000

Poze Transport	
	
	

出典：SUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>)

¹²⁰ 0.1 m³の材積は、日本で一般的に流通している製材品の寸法を用いて例えると、12 cm×12 cm×3 mの製材品 2.3 本分に相当する。

表Ⅱ－11 SUMAL 2.0 のアプリケーション別利用者・SUMAL 2.0 を利用する業務の内容

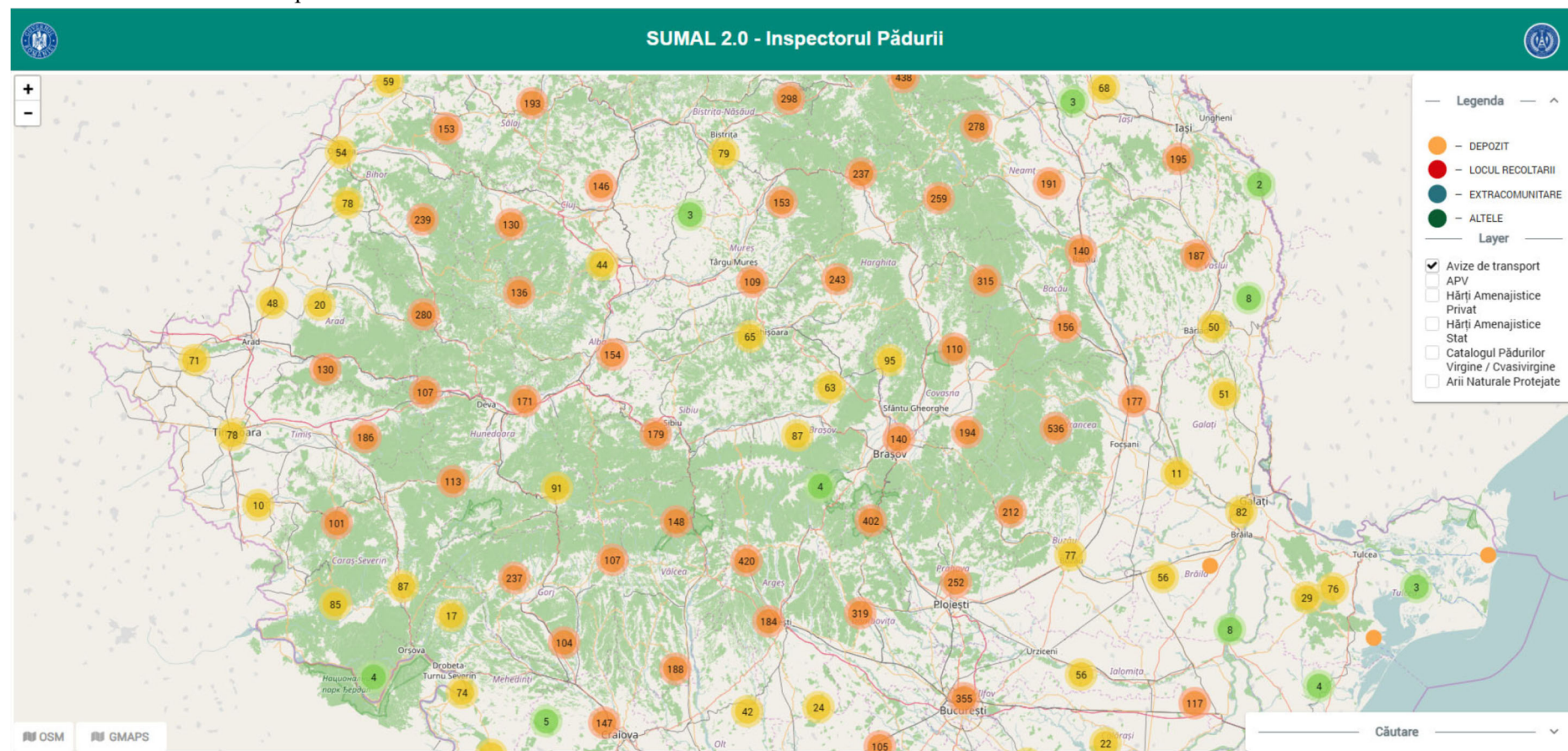
アプリケーション名	利用者	SUMAL 2.0 を利用する業務の概要
1. SUMAL 2.0 Amenajare	森林管理業務の認定を受けた専門部署	a. 森林管理計画の策定を行う森林ファンドの領域における第1回及び第2回森林管理会議の議事録並びに森林技術委員会の意見及び承認命令の内容 b. 森林管理記録 c. 情報管理 d. データベースの作成
2. SUMAL 2.0 Ocol silvic	a. 林業地区、上位行政組織、実験拠点 b. 林業を所管する中央政府機関、専門地域組織	a. 国家森林ファンドの管理下の又は契約に基づく林業サービスが提供されている地域の資産データの入力 b. 国家林業ファンド以外の林業サービスが提供されている森林植生地の土地のデータの入力 c. 伐採作業の認定を受けた経済事業者データの入力 d. マーキング装置の登録 e. マーキング委任状の発行 f. SUMAL 2.0 マーキングアプリケーションを使用した立木在庫帳簿と記録の作成 g. マーキングデバイス使用報告書の作成 h. APV（技術的経済文書）の計算及び作成 i. APV の承認、変更、キャンセル又は取消し j. 伐採許可の発行、延長、廃止、変更又は取消し k. 伐採許可書の作成 l. 伐採木引渡し報告書の作成 m. 伐採部門管理報告書の作成 n. 不可抗力又は緊急事態の開始又は終了の記録作成 o. 在庫を強調して表示した最終受領書様式の生成 p. 林業地区若しくは森林管理者又は上位機関宛報告書の作成
3. SUMAL 2.0 Agent	a. 木質原料又は木材製品を在庫、加工、仕分け又は取引する経済事業者 b. 市場、見本市、納屋、商品取引所の運営を行う経済事業者 c. 木質原料以外の木材製品を入手、在庫、保管、輸送又は取引する経済事業者 d. 販売用の木質原料又は木材製品を在庫、加工若しくは仕分けをする又は押収若しくは留置した木質原料を保管又は受領する林業地区	【倉庫又は仮設倉庫の入荷及び在庫、処理施設特定の活動及び出荷の状況を次のように入力】 a. 入荷受付データ（NIR）の入力 b. 在庫木材の選別報告書の作成（選別対象の数量及び樹種並びに選別結果として生じる数量と樹種を必要に応じて月に1回記録） c. （丸太の）玉切報告書の作成（玉切対象となる数量及び樹種並びに玉切の結果として生じる玉の数量と樹種を必要に応じて月に1回記録） d. 倉庫における活動に係る全ての報告書の作成。加工対象となる木材の数量及び品目並びに加工の結果生じる数量及び品目を必要に応じて少なく富む月に1回記録 e. 内部消費の対象となる木材の数量と品目を記録し、自社の消費損失報告書を作成 f. 木材製品加工の結果生じる木質原料の区分に含まない木材製品の倉庫からの出荷を記録 g. 生産報告書の作成

アプリケーション名	利用者	SUMAL 2.0 を利用する業務の概要
4. SUMAL 2.0 Avize	a. 立木を購入し、伐採地から丸太を搬出する経済事業者 b. 倉庫又は仮設倉庫から出荷する丸太又は半製品に添付する通知を発行する経済事業者 c. 敷地内で販売済み又は売れ残りの木材に限り取扱う市場、見本市、簡易倉庫、商品取引所その他の認可された市場の管理を行う者 d. 森林ファンド管理者、林業地区又は上位組織 e. 丸太又は木材製品の輸送専門業者 f. 丸太及び木材製品の輸入業者又は輸出業者 g. その他	a. 輸送対象の木材又は木材製品の原産地の登録及び確認 b. 受取人の登録 c. GPS による積載場所の確認 d. 荷下ろし地の所在地の入力 e. 輸送手段識別データの登録 f. 技術的材積*を使用するときは、樹種別品目別輸送量の登録 g. 部材別検査により数量を決定する場合の仕様の完成 h. オンライン又はオフラインの状態での添付書類作成のための入力 i. 輸送開始時刻、輸送実施時間及び輸送完了時刻を記録 j. 木質材料又は木材製品の輸送開始地から荷下ろし地までの GPS による輸送経路を記録 k. 木質材料又は木材製品の荷下ろし地の確認 l. 専門家以外の個人又は法人の受取人向けの SUMAL 2.0 入力用の荷下ろしに係る書類様式作成のために必要な標準化された情報の作成 ※「技術的材積」とは、図形上の見かけの体積を変換する指標を用いて、幾何学図形内に配置された木材・木製品の実際の体積を求める方法をいう（木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 1）
5. SUMAL 2.0 Control	a. 林業関係法令等の違反の認定及び処罰に係る法律が定める権限に基づき林業分野管理責任を負う中央及び地方の機関。 b. 税関 c. 国家安全保障の分野で責任を負う国家機関	a. 森林管理計画を作成するときに現場から収集したデータの検証 b. APV（技術経済文書）の検証 c. 丸太又は木材製品の輸送の検証 d. 伐採若しくは輸送する丸太又は木材製品の原産地に係る公共の利益のためのデータの検証 e. 輸入申告書（DVI）に記入した輸入した丸太又は木材製品の樹種、量及び受取人に係るデータの検証 f. コミュニティ内で生産した丸太又は木材製品の樹種、量及び受取人に係るコミュニティ内の文書データの検証 g. 輸出申告書（DVE）に記入した樹種、量及び受取人に係るデータ並びに輸入木質原料若しくは木材製品の輸入相手国に係るデータの検証
6. SUMAL 2.0 Superadmin	林業及び林業機関を所管する中央機関	a. 利用者グループの作成 b. ユーザーグループ別のアクセス権及び機能を利用者に付与 c. 誤入力データの修正
7. SUMAL 2.0 Gardă Forestieră	森林警察	a. 管轄する県内を対象とした利用者グループの作成 b. 管轄する県内を対象としたユーザーグループ別のアクセス権及び機能を利用者に付与 c. 森林警備隊の県別アクセスコードの変更

アプリケーション名	利用者	SUMAL 2.0 を利用する業務の概要
8. SUMAL 2.0 Inspectorul Pădurii	一般国民	a. 林業作業及び丸太又は木材製品の輸送に関して公開できる SUMAL 2.0 からの情報及びデータを一般的な国民に提供 b. 森林所有者による森林所有者自身の財産に関する SUMAL 2.0 のデータへのアクセス確保 c. 閲覧可能な公開情報は次のとおり。 i. 通知コード、発行日時、発行者、輸送手段の種別、原産地証明書、積込地点、材積、樹種又は樹種グループ、品目、輸送を実施した事業の名称及び輸送手段の登録番号に係る添付通知の情報 ii. SUMAL 2.0 に登録された輸送手段の前面、背面及び側面並びにインストルメントパネル上のオドメーター（累積距離計）の写真 iii. SUMAL 2.0 に登録された土地利用地図 iv. SUMAL 2.0 に登録された販売行為及び在庫に係る情報 v. SUMAL 2.0 に登録された作業を実施する経済事業者の名称を記載した事業許可書 vi. 自動アラート生成用の人工衛星画像を使用したリモートセンシングによる樹冠又は画像の変化を示す地点の座標
9. SUMAL 2.0 Contravenții –SNEICS	a. 法律が定める権限に基づいて林業分野の管理責任を負う団体の中央及び地方の組織 b. 公有林材の入札又は売買交渉の主催者	a. 林業関係法令等の報告の記録 b. 丸太又は木材製品の物理的価額の没収報告の記録 c. 林業関係法令等に対する解決方法 d. SUMAL 2.0 に登録された林業違反に係る報告書の作成 e. 裁判所の判決により確定した林業違反に対する罰則に係る報告書の作成

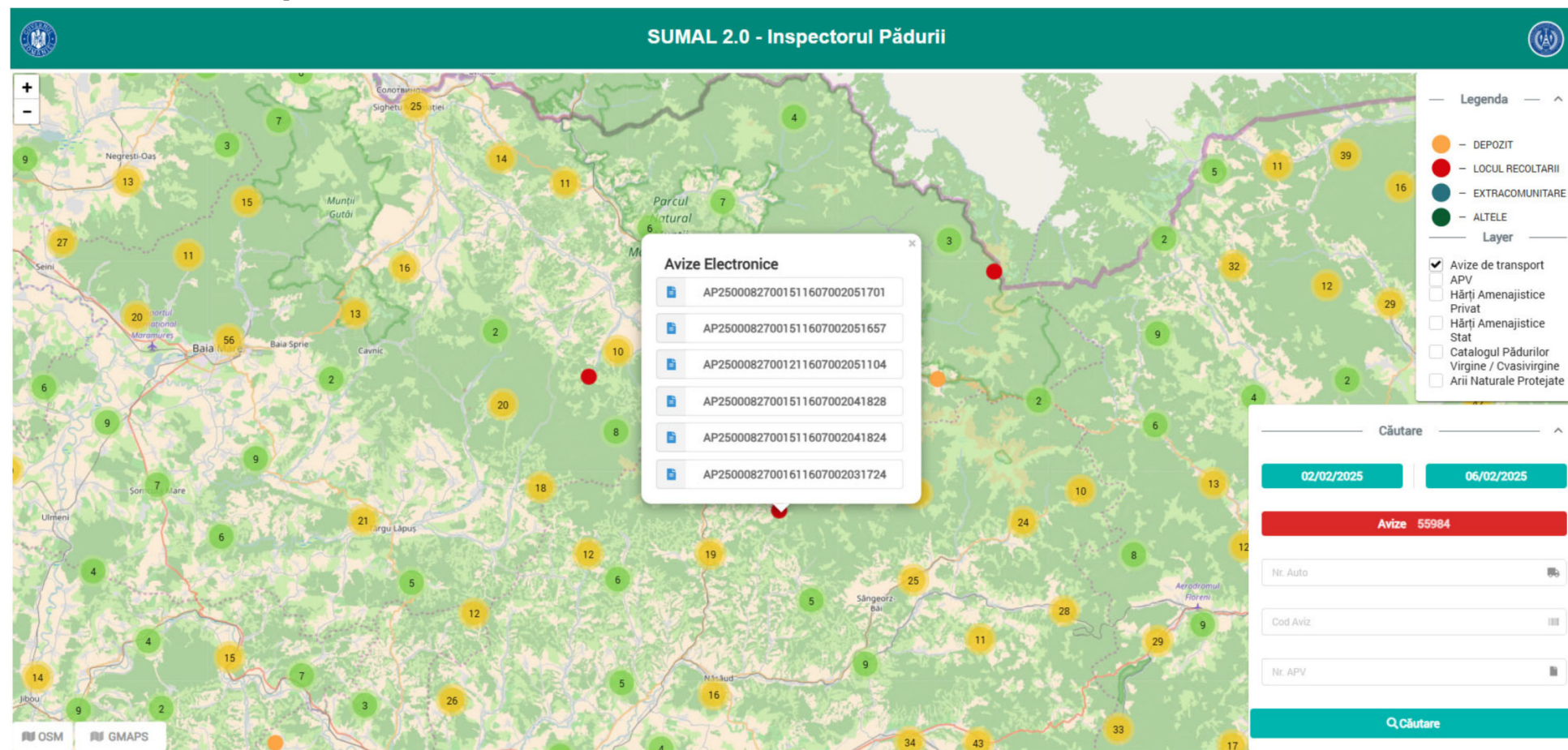
資料：木材の原産地及び流通に関する規則第 5 条第 2 項-第 9 項及び附属資料 1

図Ⅱ－８ SUMAL 2.0 Inspectorul の利用例 1（輸送添付文書の検索）（初期画面）



- この図は、一般国民が木材及び木材製品の輸送関連情報を取得するために環境森林省が設置している SUMAL 2.0 Inspectorul に接続したときの「初期画面」である。
- SUMAL 2.0 Inspectorul は、パーソナルコンピュータのブラウザに URL (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>) を入力して接続すれば利用者登録などの手続きを経ないで利用できる。
- 「初期画面」では、利用者の便宜をはかるためにルーマニアの国土を広い範囲を表示している。地図上での輸送の発地が明らかなきは、地図をズームインすると、次の図のように詳細な地図を表示するので、次葉に示す方法で輸送の発地（「原産地」）が選択できる。

図Ⅱ－９ SUMAL 2.0 Inspectorul の利用例 2（承認された輸送添付文書の表示）



- SUMAL 2.0 Inspectorul では、画面右上のメニューにチェックマークを入れて閲覧したい情報の種類を選択できる。輸送添付文書を選択するときは、一番上の「Aviz de transport」にチェックマークを入れる。
- 承認済みの伐採地を発地（「原産地」）とする輸送添付文書の閲覧をするときは、地図上の赤い丸印をクリックすると承認済みの輸送添付文書の輸送許可番号の一覧が表示されるので、任意の輸送許可番号を選択すると図Ⅱ－３及び図Ⅱ－４に例示した輸送添付文書が表示される。
- 既知の輸送許可番号、車輛番号又は APV 番号で輸送添付文書の検索をするときは、画面右下の検索画面を開き、データを入力して検索し、輸送添付文書を表示させる。
- なお、輸送添付文書のデータによる検索は、接続した日の 4 日前までの期間について有効である。

C. SUMAL 2.0 による合法性の具体的な管理方法

木材の原産地及び流通に関する規則は、木材及び木材製品の合法性を確保しながら輸送するための手順も定めている。その内容は次のようである。

a. 輸送の発注¹²¹

a) 輸送専門業者に輸送を依頼する場合

輸送専門業者に木材又は木材製品の輸送を依頼する場合、輸送発注者は SUMAL 2.0 にアクセスして、標準化されたデータを入力し、オンライン用及びオフライン用の輸送用添付書類を作成する。輸送専門業者は SUMAL 2.0 のユーザーなので、輸送発注者はオンライン用の電子ファイルを輸送専門業者に送信して輸送を依頼する。

なお、「オフライン用の輸送添付文書」とは、図II-6に掲げた様式により SUMAL 2.0 が自動生成した文書を印刷したものである（以下、同様）。

b) 伐採地からの輸送を輸送専門業者以外の輸送業者又は個人に依頼する場合

伐採地からの輸送を輸送専門業者以外の輸送業者又は個人に木材又は木材製品の輸送を依頼する場合、輸送発注者は SUMAL 2.0 にアクセスして、標準化されたデータを入力し、オフライン用の輸送用添付書類を作成して文書により輸送を依頼するか、輸送発注者のモバイルデバイスで作成した PDF 形式の輸送添付文書の電子ファイルを輸送する者に送信して輸送を依頼している。

c) 伐採地以外の場所からの輸送を輸送専門業者以外の輸送業者又は個人に依頼する場合

伐採地以外の場所から輸送専門業者以外の輸送業者又は個人に木材又は木材製品の輸送を依頼する場合、輸送発注者は SUMAL 2.0 にアクセスして、標準化されたデータを入力してオフライン用の輸送用添付書類を作成し、PDF 形式の電子ファイル又は印刷したものを輸送業者又は個人に送付して輸送を依頼する。

b. 輸送者の義務

次の三つの項目に掲げる事項は、木材の原産地及び流通に関する規則が定める輸送業者の義務であり、この義務を履行しないで木材又は木材製品を輸送した場合、積載している貨物は違法伐採材とみなされる。

なお、木材又は木材製品の輸送を行う運転手は、モバイルデバイスの携行及び目的地までの輸送行程においてモバイルデータ接続がアクティブな状態で、かつ、モバイルデバイスの GPS 受信機能を継続的にオンの状態で維持する義務を負っている¹²²。

a) 輸送手段の写真の登録

輸送専門業者は、発行者から電子形式の運送状を受領した後、出発前に積載した輸送手段の前面、背面及び側面並びに車輛のインストルメントパ

¹²¹ 木材の原産地及び輸送に関する規則第 10 条

¹²² 木材の原産地及び輸送に関する規則第 10 条

ネル上に表示されているオドメーターの写真、計4枚を撮影し、SUMAL 2.0 に写真を登録しなければならない。後方から撮影した写真には、積載物全体と輸送手段の登録番号が含まれていなければならない。ただし、SUMAL 2.0 へのこれらの写真の登録は、輸送が船舶又は鉄道で行われる場合は除外されている¹²³。

b) 輸送許可番号の管理

運送専門業者による輸送がオフライン用の輸送添付文書に基づいて開始された場合、木材を積載した輸送手段が GSM (Global System for Mobile Communications) のアクセスエリアに入った時点で、SUMAL 2.0 はその機能によりオフライン用の輸送添付文書を自動的にオンライン用のものに切替える。運送専門業者には、GSM アクセスエリアに入るまでオフライン用の印刷した輸送添付文書の管理が義務づけられている¹²⁴。

c) 輸送専門業者以外の者が行う輸送に係るデータの入力

輸送業者が SUMAL 2.0 のユーザーではない輸送専門業者の資格を持たない個人又は法人であり、伐採現場で発行された添付通知がオフライン用である場合、輸送添付文書の発行者は、輸送の開始時刻から 24 時間以内に所持するモバイルデバイスで発行した輸送添付文書の情報をオンラインで SUMAL 2.0 に入力しなければならない¹²⁵。

c. 輸送有効期限の設定

トラックによる木材及び木材製品の輸送においては、輸送有効期限を設定する。輸送有効期限は次表に掲げる輸送距離別輸送時間の範囲内で設定し、SUMAL 2.0 で生成された時刻が開始時刻として輸送添付文書に記載される¹²⁶。

輸送有効期限を設定する目的は、輸送中の違法な荷積み及び荷下ろしの防止にある¹²⁷。

表 II - 12 輸送距離別輸送時間

輸送距離	輸送時間
50km 未満	6 時間以内
50.1~100km	7 ~10 時間
100.1~200km	11~18 時間
200.1~500km	19~36 時間
500km 超	37~48 時間

資料：木材の原産地及び流通に関する規則第 14 条第 1 項

d. 貨物の受領

木材又は木材製品の受取人は、輸送されてきた荷口の検査を行い、荷主から通知された材積と受領する材積の間に許容誤差を超える差異があると

¹²³ 木材の原産地及び流通に関する規則第 10 条第 3 項

¹²⁴ 木材の原産地及び流通に関する規則第 10 条第 4 項

¹²⁵ 木材の原産地及び流通に関する規則第 10 条第 5 項

¹²⁶ 木材の原産地及び輸送に関する規則第 14 条

¹²⁷ 環境水資源省による解説

きは、その発見から 24 時間以内に林業担当官庁の地域組織に当該事案を通知する義務を負う¹²⁸。

さらに、次の事項に該当する木材及び木材製品の受領は禁止されている¹²⁹。

- i. 輸送又は受領時に、輸送添付文書の有効期限が記載されていない又は有効期限が切れている場合
- ii. 受領、保管又は作業をする時に輸送添付文書が添付されているものの、オンライン上の輸送添付文書が目的地において有効ではない場合
- iii. 発送、輸送、受領、保管又は作業中に、輸送手段に発行された輸送添付文書が添付されていない場合
- iv. 放棄されている場合
- v. EU加盟国が出荷し、専門家がEU内文書（陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM））に基づいて木質材料に添付する通知を発行していない場合
- vi. EU加盟国以外の国が出荷し、専門家が輸入申告書（DVI）に基づく木質材料に添付する通知を作成していない場合
- vii. 木質材料又は木材製品の積み込み若しくは積下ろしの場所が、SUMAL 2.0のデータ又は添付通知に記録された場所と異なる場合

e. 森林ファンド以外の土地で生産された木材の購入

経済事業者（SUMAL 2.0 のユーザー）が国家森林ファンド以外の土地の森林又は森林植生を所有する個人から木材を購入するときは、図Ⅱ－10 に掲げる様式の木材購入注文書を用いて行う。

この場合の輸送添付文書は、当該木材に係る伐採許可書を発行した林業地区が発行する¹³⁰。

¹²⁸ 木材の原産地及び輸送に関する規則第 11 条第 1 項

¹²⁹ 木材の原産地及び輸送に関する規則第 12 条第 1 項

¹³⁰ 木材の原産地及び輸送に関する規則第 22 条。林業地区は、管轄地域内に所在する森林ファンド所有者及び森林ファンド以外の立木を所有する林業地区に加入していない者が要する伐採許可書も発行している。

図Ⅱ－10 木材購入注文書の様式

ACHIZITOR :
 Nr. registrul comerțului/CUI
 Sediul (localitatea, str., nr. , județul)
 BORDEROU DE ACHIZIȚIE MATERIAL LEMNOS
 Nr. data
 (de la persoane fizice proprietare de păduri)

Nr. crt.	Data achiziției	Persoana fizică vânzătoare			Sortiment și specie material lemnos achiziționa
		Numele și prenumele	Domiciliul	CNP/CI	
0	1	2	3	4	5

Total lemn rotund achiziționat
Total alte sortimente achiziționate
Total lemn foc achiziționat
TOTAL GENERAL

Numele și prenumele persoanei fizice

 Semnătura

 Numele și prenumele reprezentantului achizitorului

 Semnătura

【仮訳】

購入者 :
 商業登録番号／事業所番号
 本社（所在地、番地、県）

木材購入注文書

番号 日付
 (森林を所有する個人からの購入)

文書 番号	購入日	個人販売者			購入した木材の品目及び樹種
		氏 名	住所	個人番号	
0	1	2	3	4	5

購入した丸太の材積
購入したその他の商品の材積
購入した薪の材積
総材積

個人の氏名

 署名

 購入者代表者氏名

 署名

(3) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

① 輸出に係る事項

A. 丸太等の輸出規制

ルーマニア国会は、2020 年 5 月 15 日に「ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律（LEGE nr. 57 din 15 mai 2020 privind gospodărirea durabilă a pădurilor României）」を採択した。同法の施行により、ルーマニアは 2021 年 1 月 1 日から 10 年間、樹皮の有無に関わらず EU 域外への丸太の輸出を禁止している¹³¹。

同法では、この輸出規制に違反する者に 1 年から 3 年までの懲役又は 10 万レイの罰金を課すとの罰則を定めている¹³²。

現地の報道によれば、この輸出規制の対象物品は、丸太（HS.4403）の他、木材チップその他の HS.4401 に該当する物品及び枕木（HS.4406）が含まれる¹³³。

JETRO は、2019 年のこの法律の当初案では全ての丸太の輸出を禁止する内容であったが、経済的影響を考慮して EU 諸国を禁止対象から除外したと伝えている¹³⁴。

B. 丸太及び木材製品の輸出手続き

ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律は、輸出する木材・木材製品の合法性を確保するために、輸出する木材及び木材製品に係る林業関係法令を含む法令への適合を輸出のための基本的な条件とし、さらに輸出する木材及び木材製品を SUMAL 2.0 の管理対象としている¹³⁵。木材・木材製品の輸出を申告するときは、税関に一般的な輸出税関申告書とともにモバイル端末からダウンロードした PDF 形式の輸送添付文書の電子ファイルの提出が義務づけられている¹³⁶。

日本の輸入業者がルーマニアの木材製品の合法性の確認を行うときにシッパーが提示する輸送添付文書（AVIZ）は、シッパーが輸出税関申告書に添付した輸送添付文書の「オフライン版」の印刷文書（図Ⅱ－6 の様式の文書）である。

税関当局は、次に掲げる条件がともに満たされている場合に限り輸出税関申告書を受け付けている¹³⁷。

- i 輸出を行う経済事業者が発行した輸送添付文書がオンラインで SUMAL 2.0 のデータベース上で確認でき、木材又は木材製品の法的所有者又は受取人が輸出税関申告書に記載されている場合
- ii 木材又は木材製品の受取人が EU 域外の国の受益者である場合¹³⁸

税関の担当職員は、輸出物品が到着したときに輸送手段のオペレーターが携行しているモバイル端末に保存している輸送添付文書の有効性及びオンライン

¹³¹ ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律第 1 条

¹³² ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律第 4 条

¹³³ Romwoodhouse, “Exportul produselor din lemn ar putea fi permis numai sub formă de produs finit”, (<https://romwoodhouse.ro/>).

¹³⁴ JETRO、ミンドル・ユニアナ、「ルーマニア、EU 域外への丸太の輸出を 2021 年から 10 年間禁止へ（ルーマニア）」、『ビジネス短信』、2020 年 6 月 1 日 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/eb25157236824f76.html>)

¹³⁵ 環境水森林省による解説

¹³⁶ 木材の原産地及び流通に関する規則第 8 条第 5 項

¹³⁷ 木材の原産地及び流通に関する規則第 17 条第 2 項

¹³⁸ ルーマニアは EU 加盟国である。

上の同輸送添付文書の存在を確認し、オペレーターのモバイル端末からコピーした PDF 形式の輸送添付文書の電子ファイルを受領して、SUMAL 2.0 に確認日時及び通関許可日時を記録している¹³⁹。

なお税関当局は、輸出用物品がオンライン状態の輸送添付文書を伴わずに税関に提出された場合及び次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、必要な法的措置を講じるために林業を担当する中央機関の管轄地域組織に直ちに書面で通知する義務を負っている¹⁴⁰。

- i. 税関が受領したときに輸送添付文書の有効期限が切れている場合又は輸送添付文書に有効期限が記載されていない場合
- ii. 受領、保管又は作業をするときには輸送添付文書が存在するものの、輸送添付文書が目的地に到着するときには有効期限が切れる場合
- iii. 輸送手段に対する輸送添付文書が添付されていない場合

② 輸入に係る事項

A. 輸入材の取扱い

輸入した木材も SUMAL 2.0 の管理対象であり、その取扱いも木材の原産地及び流通に関する規則が定めている。

同規則は、輸入物品が最初の荷下ろし地（目的地）に到着するまでの間の輸送管理を次のように定めている¹⁴¹。

- i EU 加盟国産の木質原料及び木材製品は、域内文書（陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM））を添付し、域内文書に記載している目的地又は荷降ろし地点まで輸送する。
- ii 輸入した木質原料又は木材製品で税関の監視下で目的地まで流通し、自由流通に解放されるまでの間の流通過程にあるものについては、税関輸送申告書を添付通知とする。

B. 原産地及び合法性の確認

木材の原産地及び流通に関する規則の規定には、輸入材の原産地及び合法性の確認方法が具体的に記されていないので、環境水森林省に説明を要請したところ、次のような回答があった。

a. EU 域内からの輸入

EU 加盟国を原産地とする木材及び木材製品については、陸上輸送をする場合にあっては域内文書（陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM））、船舶で輸送する場合にあっては船舶の係留地の税関で EU が定める T2L フォーム（税関管理下の輸送文書）又は T2LF フォーム（税関管理下の陸送又は内陸水路輸送文書）を使用して、輸送貨物の EU ステータスを証明しなければならない。

船舶から荷下ろしした木材及び木材製品の輸送は、輸送専門業者と荷受人である経済事業者間で締結した陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り

¹³⁹ 木材の原産地及び流通に関する規則第 14 条第 4 項

¹⁴⁰ 木材の原産地及び流通に関する規則第 17 条第 4 項

¹⁴¹ 木材の原産地及び流通に関する規則第 8 条第 6 項 b 号及び d 号

状（CIM）を携えて行われ、経済事業者である荷受人に貨物とともに届けられるこれらいずれかの文書を原産地及び合法性の証明根拠としている。

T2L フォーム及び T2LF フォームは、輸送している物品の EU 関税規則への準拠を証明し、当該物品を EU 域内で自由に移動するための EU ステータスを獲得又は証明するための文書である。EU ステータスを獲得するためには、フォームを税関に提出し、輸送している貨物の検査を受けなければならない。EU ステータスを獲得した物品は、T2L フォーム又は T2LF フォーム及び輸入申告書に記載されている目的地まで税関の管理の下で輸送される¹⁴²。

さらに、経済事業者である荷受人は、税関から輸入物品の目的地までの輸送に係る輸送添付文書を SUMAL 2.0 により作成し、輸入物品を輸送するときはこの輸送添付文書を携行させなければならない¹⁴³。

ルーマニアへの船舶輸送は、黒海及びドナウ川その他の国際内陸水路が利用できるため、ルーマニアでは外国から船舶により運ばれた木材・木材製品については、それが EU 域内を原産地としていても T2L フォーム又は T2LF フォームを使用した EU ステータスの税関における証明を義務づけている。

b. EU 域外からの輸入

環境水資源省による説明によれば、EU 域外から輸入した木材・木材製品については、出荷者が税関に輸出申告をした国又は地域で発行した T2L フォーム若しくは T2LF フォーム又は FLEGT ライセンスを原産地と合法性の証明根拠としている。

c. 輸入材のルーマニア国内市場への出荷

受取人が輸入材を受領した後の流通については、輸入材の受取人である経済事業者（SUMAL 2.0 のユーザー）が輸入材を出荷するときに輸送添付文書を作成する¹⁴⁴。さらに第三国から輸入した木材・木材製品については、SUMAL 2.0 に輸入申告書番号とその日付を入力して、輸送添付文書に記載する定めになっている¹⁴⁵。

¹⁴² <https://www.agi.global/news/t2l-t2lf-forms-your-guide-to-exporting-to-the-eu>

¹⁴³ 木材の原産地及び流通に関する規則第 16 条

¹⁴⁴ 木材の原産地及び流通に関する規則第 9 条第 3 項 c 号

¹⁴⁵ 木材の原産地及び流通に関する規則第 16 条 c 号

3. 木材生産・流通状況調査

(1) 調査対象国の木材生産・流通の特徴

① 森林ファンド面積

A. 森林ファンド面積の推移

森林法は「1990 年 1 月 1 日に森林経営に含まれていた又はその後法律の規定に基づいてこれに含まれるようになった全ての森林、植林を目的とした土地、文化、生産又は林業管理の必要にかなう土地、池、川床、林業及び非生産目的のその他の土地は、所有権の種類にかかわらず国家森林ファンドを構成する」と定め¹⁴⁶、ルーマニアの全ての森林を国家森林ファンドの構成要素として規定している。

このように規定されているルーマニアの森林ファンドの面積は 2023 年現在、661 万 6,000ha であり、国土面積（23 万 8,391 km²）の 28%を占めている。2023 年の森林ファンド面積は、牧草地の再開発及び国家森林ファンド管理制度による荒廃地管理の開始により、2014 年の 654 万 5,000ha から 7 万 1,000ha 拡大している¹⁴⁷。

表Ⅱ－13 森林ファンド面積の推移

(千ha)						
	2014	2019	2020	2021	2022	2023
計	6,545	6,592	6,604	6,607	6,613	6,616
森 林	6,387	6,427	6,449	6,449	6,457	6,460
針葉樹	1,930	1,915	1,916	1,919	1,915	1,909
広葉樹	4,457	4,512	4,533	4,531	4,542	4,511
その他	158	165	155	157	157	156

注：各年末現在の面積。

資料：Institutul Național de Statistică, "Press Release", Nr. 139/29 May, 2020, Nr. 131/31 May, 2022 & Nr. 134/31 May, 2024.
Institutul Național de Statistică, "Statistica activităților din silvicultură în anul 2023", 2024

さらに、森林ファンドの所有形態別面積の割合は、2014 年には国有森林ファンドが 65.0%、民有森林ファンドは 35.0%であったが、2023 年に同割合は国有森林ファンドが 64.3%、民有森林ファンドは 35.7%となり、かつての政権により没収された私有森林ファンドの返還プロセス¹⁴⁸が継続しているために、民有森林ファンド面積の割合が拡大している¹⁴⁹。

なお、ここでいう国有森林ファンドとは、ロムシルバが管理している森林ファンドをいい、この中には、国が所有する森林ファンドと地方自治体が所有している森林ファンドのうち、保護林としてロムシルバが管理している森林ファンドが含まれる。

B. 樹種別森林ファンド面積

2023 年の樹種別森林面積割合は、ブナが 33%、スプルースが 23%、カシが 17%、

¹⁴⁶ 森林法第 1 条

¹⁴⁷ Institutul Național de Statistică, "Statistica activităților din silvicultură în anul 2023", 2024, p 6.

¹⁴⁸ 第Ⅱ章、1. (1)、④林地の返還の項を参照

¹⁴⁹ Institutul Național de Statistică, "Statistica activităților din silvicultură în anul 2023", 2024, p 8.

その他は 27%であった¹⁵⁰。

2023 年の針葉樹広葉樹別森林面積は、針葉樹が 190 万 9,000ha、広葉樹は 451 万 1,000ha であり、広葉樹面積が森林の 70%を占めている。同年の樹種別面積割合は、ブナが 34%、針葉樹が 23%、硬質広葉樹¹⁵¹が 17%、軟質広葉樹¹⁵²が 15%、その他は 11%である¹⁵³。

C. 所有形態別森林ファンド面積

2020 年の所有形態別森林ファンド面積を表Ⅱ－14 に示した¹⁵⁴。

国有森林ファンドには保護林が多く、2020 年の国有の森林ファンド面積 424 万 ha の内の 68%は特別な保護を要する保護林、残りの 38%は生産可能な保護林であった。この面積の中には、自治政府議定書遺産管理機構が管理する国有の森林ファンド (2,562ha) 及び国立林業調査開発研究所が管理する国有の森林ファンド (4 万 7,858ha) が含まれている¹⁵⁵。

さらに、民有森林ファンドとは、個人及び法人が所有している森林ファンド並びに地方自治体が所有している保護林以外の森林ファンドである。このうちの、96% (226 万 4,000ha) は、個人有林・法人有林である。

県、市その他の地方自治体が所有している森林ファンド面積は、10 万 3,000ha と少なく、しかもその内の 91%は保護林で、木材が生産できる森林ファンドの面積は限られている¹⁵⁶。

表Ⅱ－14 2020 年の所有形態別
森林ファンド面積

(千ha)	
区 分	面 積
計	6,604
国有森林ファンド	4,240
国有林	3,179
地方自治体有保護林	1,061
民有森林ファンド	2,364
個人有林・法人有林	2,261
地方自治体有林	103

資料：MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ȘI PĂDURILOR, “Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020”, 2021

¹⁵⁰ Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2023”, 2024, p 7.

¹⁵¹ アカシア、カエデ、トリネコ、クルミなどをいう。

¹⁵² シナノキ、ヤナギ、ポプラなどをいう。

¹⁵³ Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2023”, 2024, p 7.

¹⁵⁴ MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ȘI PĂDURILOR, “Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020”, 2021, p5.

¹⁵⁵ MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ȘI PĂDURILOR, “Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020”, 2021, p4.

¹⁵⁶ 前掲に同じ

② 伐採面積及び伐採量

2023 年の再造林対象林地内の伐採面積は、19 万 3,000ha と同伐採面積の 2 % (3,000ha) である。皆伐は土壌の劣化防止、森林の再生及び残存木の保護の観点から制限しており、国立公園内では禁止している¹⁵⁷。

表Ⅱ－15 伐採面積

	(千ha)				
	2019	2020	2021	2022	2023
再造林対象地内 伐採面積	191	185	178	206	193
内、皆伐	4	3	4	4	3

注：国家森林基金面積は、各年末時点の数値。

資料：National Institute of Statistics, "Press Release", Nr. 139/29 May, 2020, Nr. 131/31 May, 2022 & Nr. 134/31 May, 2024.

2023 年の伐採量は 1,917 万 m³で、前年の 2,023 万 8,000 m³に対して 5 %減少している。しかし、伐採量は増減しながらも増加傾向にあり、2023 年の伐採量は、2014 年から 7 %増加して 1,788 万 9,000 m³に達している。

2023 年の樹種別伐採量は、針葉樹 717 万 5,000 m³ (伐採量の 37%)、広葉樹 1,199 万 1,000 m³ (同、63%) である。広葉樹の樹種別伐採量は、ブナ 619 万 5,000 m³ (同、52%)、カシ 203 万 5,000 m³ (同、17%)、硬質広葉樹 228 万 m³ (同、19%)、軟質広葉樹 141 万 8,000 m³ (同、12%) であった。

表Ⅱ－16 樹種別目的別伐採量

		(千 m ³)					
		2014	2019	2020	2021	2022	2023
計		17, 889	18, 904	19, 652	19, 994	20, 238	19, 170
樹種別	針葉樹	7, 225	6, 962	8, 261	8, 024	7, 334	7, 179
	広葉樹	10, 667	11, 942	11, 391	11, 970	12, 904	11, 991
	ブナ	5, 836	6, 431	6, 110	6, 146	6, 469	6, 195
	カシ	1, 664	1, 927	1, 894	2, 019	2, 215	2, 035
	硬質広葉樹	1, 879	2, 163	2, 096	2, 261	2, 532	2, 280
	軟質広葉樹	1, 288	1, 421	1, 291	1, 544	1, 688	1, 481
目的別	商業伐採	17, 335	18, 055	18, 840	19, 265	19, 265	18, 287
	自家伐採	554	849	812	729	973	883

注 1：硬質広葉樹とは、アカシア、カエデ、トリネコ、クルミなどをいう。

2：軟質広葉樹とは、シナノキ、ヤナギ、ポプラなどをいう。

資料：Institutul Național de Statistică, "Statistica activităților din silvicultură în anul 2023", 2024

一部表記をしていないが、針葉樹の伐採量は 2014 年の 722 万 5,000 m³から、2015 年から 2019 年までの間は 2018 年の 712 万 8,000 m³を除き 600 万 m³台で推移した

後、2020 年及び 2021 年に 800 万 m³を超え、その後減少して 2023 年の伐採量は 2014 年の伐採量を若干下回る（0.6%減）水準に留まっている。

一方で広葉樹の伐採量は、2014 年以降、増減があるものの微増傾向で推移している。2023 年の広葉樹伐採量 1,199 万 1,000 m³は、前年の 1,290 万 4,000 m³よりも 7%減少しているものの、2014 年の 1,066 万 7,000 m³に対して 12%増加している。広葉樹の樹種別伐採量については、ブナが 2023 年には 619 万 5,000 m³と 2014 年の 583 万 6,000 m³に対して 6%の増加に留まっているのに対して、カシは 2014 年の 166 万 4,000 m³から 2023 年の 203 万 5,000 m³に 22%増加し、同じく軟質広葉樹は 187 万 9,000 m³から 228 万 m³に 21%増加している。

2023 年の目的別伐採量は、経済事業者向けの商業伐採が 1,828 万 7,000 m³（95%）、森林所有者が自ら消費する目的で行う自家伐採は 88 万 3,000 m³（5%）であった。2023 年の伐採量は、商業伐採の伐採量が 2014 年の 1,733 万 5,000 m³から 5%とやや増加している一方で、自家伐採の伐採量は割合が小さいものの 2014 年の 55 万 4,000 m³から 59%も増加している。

③ 主要木材製品の生産

今回の調査では、木材製品の生産に係るルーマニアの行政機関が発行する公式な統計が入手できなかったため、FAO の林産物統計によりルーマニアの主要木材製品の生産量を示すと次表のようである。

表Ⅱ－17 主要木材製品生産量

	2019	2020	2021	2022	2023
製材品	5,717	6,195	5,246	4,650	4,100
針葉樹	4,117	4,580	3,546	3,200	2,900
広葉樹	1,600	1,615	1,700	1,450	1,200
単板	128	119	126	126	126
合板及びLVL	260	239	279	227	227
切削板	1,595	1,468	1,717	1,397	1,397
OSB	1,273	1,068	1,249	1,016	1,016
その他	322	400	468	381	381
繊維板	836	1,038	1,213	987	987
ハードボード	0	103	121	98	98
MDF	801	932	1,090	887	887
インシュレーションボード	35	2	3	2	2

資料：FAO, FAOSTAT (<https://www.fao.org/faostat>)

2023 年の製材品の生産量は 410 万 m³であり、その内訳は、針葉樹製材品が 290 万 m³（製材品生産量の 71%）、広葉樹製材品は 120 万 m³（同 29%）であった。2019 年から 2023 年までの期間において、製材品生産量は 2020 年に 619 万 5,000 m³を記録した後に減少しており、2023 年の生産量はこのピーク時に対して 34%減、2019 年の 571 万 7,000 m³に対して 28%減少している。2019 年から 2023 年までの期間においては、針葉樹製材品が 2019 年の 411 万 7,000 m³から 30%減、同じく広葉樹製材品は 160 万 m³から 25%減となっている。針葉樹製材品の減少幅が広葉樹製材品より

も大きいため、製材品の針葉樹広葉樹別割合は、広葉樹で若干拡大している。

2023年の切削板の生産量は、139万7,000 m³であり、この内、OSBが101万6,000 m³（切削板生産量の73%）を占めている。2019年から2023年までの期間において、切削板生産量は2021年の171万7,000 m³を記録した後に減少しており、2023年の生産量はこのピーク時に対して19%減、2019年の159万5,000 m³から12%減少している。生産量の多くを占めるOSBの2023年の生産量は、2019年の127万3,000 m³に対して20%減少しており、OSB生産量が切削板生産量に占める割合は、2019年の80%から2023年には73%に7ポイント縮小している。

2023年の繊維板生産量は98万7,000 m³であり、このうち、MDFが88万7,000 m³と生産量の90%を占めている。繊維板の生産量も2021年の121万3,000 m³をピークに減少しており、2023年の生産量は、ピーク時に対して19%減であるが、2019年の83万6,000 m³に対しては18%増加している。MDFの生産量も2021年の109万m³をピークに減少しているが、2023年の生産量は2019年の80万1,000 m³に対して10%増加している。さらに、統計では2019年には記録がなかったハードボードの生産量が2020年から記載されており、この生産量は2021年に12万1,000 m³を記録するものの、概ね10万m³前後の水準で推移している。

その他、2023年には単板生産量が12万6,000 m³並びに合板及びLVLの生産量は22万7,000 m³記録されている。

単板の生産量は、2019年から2023年までの期間においてほぼ横ばいである。

同じく合板及びLVLについては、2021年に27万9,000 m³の生産があった後に減少しており、2023年の生産量はピーク時の2021年に対して19%減、2019年の26万m³に対して12%減少している。

④ 木材・木材製品の貿易

ルーマニアの木材・木材製品(HS.44類。以下、同じ。)の貿易額は、2019年から2022年までの期間において増加傾向にある。

木材・木材製品の輸出額は、2019年の16億600万ユーロから2022年には23億6,400万ユーロに47%増加し、同じく輸入額は2019年の7億5,200万ユーロから2022年には11億2,600万ユーロに50%増加している。

2022年の木材・木材製品の輸出額は、輸入額の2.1倍の規模である。

表Ⅱ－18 木材・木材製品の貿易額

(百万Eur)		
	輸出額	輸入額
2019	1,606	752
2020	1,621	741
2021	2,203	1,002
2022	2,364	1,126

注: H.S.44類を木材・木材製品として集計。

資料: National Institute of Statistics,
"International Trade Yearbook of
Romania", 2021 & 2023

A. 輸出

a. 主要な輸出品目と輸出相手国

2022年の木材・木材製品の品目別の輸出量及び輸出額を次表に掲げた。

木材・木材製品の内、ルーマニアの主要な輸出品物は、製材品と切削板で、この二品目で木材・木材製品輸出額の49%を占めている。

製材品の輸出額は6億3,000万ユーロ（170万4,000 m³）であり、木材・木材製品輸出額の27%を占めている。同じく切削板の輸出額は4億9,700万ユーロ

(132 万 4,000 m³) であり、木材・木材製品輸出額の 21%である。

これらの他に、繊維板（2 億 3900 万ユーロ、57 万 7,000 m³）及びその他木製品（HS 4421）（1 億 5,400 万ユーロ、5 万 2000 t）にまとまった量の輸出がみられる。

表Ⅱ－19 品目別輸出量輸出額（2022 年）

	輸出量	輸出額 (百万EUR)	備 考 (H.S.コード)
計	—	2,364	44
丸太	89 千m ³	23	4403
製材品	1,704 千m ³	630	4407
単板	67 千m ³	126	4408
切削板	1,324 千m ³	497	4410
繊維板	577 千m ³	239	4411
合板・集成材・LVL	138 千m ³	144	4412
包装容器・梱包材	125 千t	81	4415
ドア、ドア枠、敷居	787 千個	110	4418-20、21、29
グルーラム・CLT・Iジョイスト ビーム等	69 千t	7	4418-13、60、81 ～83、89
その他木製品	52 千t	154	4421
その他	—	352	

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2021 & 2023

木材・木材製品の輸出額別主要輸出相手国は、イタリア、中国、日本及びドイツである。輸出額で第1位のイタリアは12%（2 億 8,000 万ユーロ）、第2位の中国は8%（1 億 9,600 万ユーロ）、第3位の日本（1 億 7,700 万ユーロ）、第4位のドイツ（1 億 5,900 万ユーロ）、第5位の米国は各7%のシェアであり、これら5か国の輸出額は、輸出額全体の41%を占めている。

b. 丸太輸出

2022 年の丸太輸出量は8 万 9,000 m³であり、主要輸出相手国はブルガリア（2 万 9,000 m³）とスロバキア（2 万 4,000 m³）で、この2か国で丸太輸出量の60%を占めている。

丸太の輸出は、2. 木材の流通段階における法令等調査の（3）木材・木材製品を

表Ⅱ－20 輸出相手国別輸出額
(2022 年)

		(百万EUR)
輸出相手国		輸出額
計		2,364
1	イタリア	280
2	中国	196
3	日本	177
4	ドイツ	159
5	米国	156
6	ポーランド	113
7	ハンガリー	102
8	オーストリア	81
9	ブルガリア	80
10	フランス	76
その他		944

資料：National Institute of Statistics,
"International Trade Yearbook of Romania",
2023

輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例の項目で報告した「ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律」の規定により、2021年1月1日からEU域外向けは禁止されているはずであるが、統計上では中国向けとして2,000 m³の丸太の輸出が記録されている。

c. 製材品輸出

2022年の製材品輸出量は、170万4,000 m³であった。製材品の主要輸出相手国は米国（34万2,000 m³）及び中国（24万7,000 m³）であり、この二か国で製材品輸出量の35%を占めている。

日本は2022年において第6位の製材品輸出相手国であり、10万1,000 m³（製材品輸出量の6%）の製材品が輸出された。

表Ⅱ－21 輸出相手国別丸太輸出量輸出額
(2022年)

	輸出量 (千m ³)	輸出額 (百万EUR)
計	89	23
1 ブルガリア	29	3
2 スロバキア	24	3
3 ドイツ	6	3
4 オーストリア	5	2
5 イタリア	3	1
6 中国	2	1
7 フランス	1	2
8 キプロス	1	0
9 クロアチア	0	1
10 オランダ	0	1
その他	18	5

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ－22 輸出相手国別製材品輸出量輸出額
(2022年)

	輸出量 (千m ³)	輸出額 (百万EUR)
計	1,704	630
1 米国	342	105
2 中国	247	103
3 サウジアラビア	129	39
4 エジプト	122	38
5 アラブ首長国連邦	115	33
6 日本	101	58
7 レバノン	93	28
8 イタリア	61	34
9 ハンガリー	60	20
10 トルコ	35	12
その他	399	160

注：HS 4407該当製品を製材品として集計。

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

d. 切削板輸出

2022年の切削板輸出量は132万4,000 m³であった。主要輸出相手国は、中国（19万m³）、イタリア（12万1,000 m³）、セルビア（11万3,000 m³）及びハンガリー（10万9,000 m³）である。

e. 繊維板輸出

2022年の繊維板輸出量は57万7,000 m³であった。主要相手国はイタリア（19万4,000 m³）である。

Ⅱ－23 表 輸出相手国別切削板輸出量輸出額（2022 年）

	輸出量 (千m³)	輸出額 (百万EUR)
計	1,324	497
1 中国	190	85
2 イタリア	121	37
3 セルビア	113	40
4 ハンガリー	109	35
5 ポーランド	80	29
6 ブルガリア	70	25
7 米国	68	28
8 ギリシャ	53	21
9 イスラエル	50	16
10 スロバキア	40	14
その他	428	168

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ－24 輸出相手国別繊維板輸出量輸出額（2022 年）

	輸出量 (千m³)	輸出額 (百万EUR)
計	577	239
1 イタリア	194	72
2 ポーランド	86	33
3 イスラエル	46	17
4 セルビア	28	13
5 ハンガリー	27	11
6 トルコ	18	6
7 ドイツ	17	8
8 エジプト	16	6
9 米国	15	11
10 ブルガリア	14	6
その他	115	56

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

B. 輸入

a. 主要な輸入品目と輸入相手国

2022 年の木材・木材製品の輸入額は 11 億 2,600 万ユーロであり、主要輸入品目は、繊維板（1 億 7,200 万ユーロ）、丸太（1 億 6,900 万ユーロ）、製材品（1 億 3,000 万ユーロ）及び切削板（1 億 2,600 万ユーロ）である。品目別輸入量としては、丸太の輸入量が 137 万 m³ と他の品目と比べてひときわ大きくなっている。

表Ⅱ－25 品目別輸入量輸入額（2022 年）

	輸入量	輸入額 (百万EUR)	備 考 (H.S.コード)
計	—	1,126	44
丸太	1,370 千 m³	169	4403
製材品	331 千 m³	130	4407
単板	37 千 m³	33	4408
切削板	352 千 m³	126	4410
繊維板	271 千 m³	172	4411
合板・集成材・LVL	126 千 m³	88	4412
包装容器・梱包材	105 千 t	63	4415
ドア、ドア枠、敷居	1,966 千個	77	4418-20, 21. 29
グルーラム・CLT・Iジョイストビーム等	4 千 t	7	4418-13、60、81 ～83、89
その他木製品	16 千 t	37	4421
その他	—	224	

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2021 & 2023

木材・木材製品の主要輸入相手国は、ウクライナ（1億6,500万ユーロ）、ポーランド（1億5,100万ユーロ）及びドイツ（1億3,900万ユーロ）であり、この三か国で木材・木材製品輸入額の40%を占めている。

b. 丸太輸入

2022年の丸太輸入量は、137万m³であった。丸太の主要輸入相手国は、チェコ（37万1,000m³）、ドイツ（28万3,000）、スウェーデン（23万2,000m³）及びオーストリア（23万m³）であり、これら4か国で丸太輸入量の81%を占めている。

c. 製材品輸入

2022年の製材品輸入量は、33万1,000m³であった。主要輸入相手国はウクライナ（11万m³）、オーストリア（7万7,000m³）及びドイツ（5万6,000m³）である。

表Ⅱ-26 輸入相手国別輸入額
(2022年)

輸入相手国		輸入額
計		1,126
1	ウクライナ	165
2	ポーランド	151
3	ドイツ	139
4	ハンガリー	95
5	オーストリア	94
6	チェコ	77
7	中国	67
8	トルコ	60
9	イタリア	36
10	スウェーデン	34
その他		209

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ-27 輸入相手国別丸太輸入量輸入額
(2022年)

		輸入量 (千m ³)	輸入額 (百万EUR)
計		1,370	169
1	チェコ	371	49
2	ドイツ	283	33
3	スウェーデン	232	27
4	オーストリア	230	26
5	スロバキア	118	15
6	ポーランド	69	11
7	ハンガリー	45	4
8	フィンランド	9	1
9	ロシア	5	0
10	リトアニア	4	1
その他		5	2

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ-28 輸入相手国別製材品輸入量輸入額
(2022年)

		輸入量 (千m ³)	輸入額 (百万EUR)
計		331	130
1	ウクライナ	110	41
2	オーストリア	77	27
3	ドイツ	56	20
4	ベラルーシ	12	3
5	ポーランド	12	5
6	スロバキア	11	3
7	ハンガリー	10	5
8	チェコ	8	2
9	スウェーデン	6	4
10	イタリア	5	4
その他		24	14

注：集計対象は、HS 4407に該当する製品。

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

d. 切削板輸入

2022年の切削板輸入量は、35万2,000m³であった。切削板の主要輸入相手国はハンガリー（10万9,000m³）であり、その他、ポーランド（6万7,000m³）、ブルガリア（4万5,000m³）及びウクライナ（3万5,000m³）からもまとまった

量の輸入がみられる。

e. 繊維板輸入

2022 年の繊維板輸入量は、27 万 1,000 m³であった。繊維板の主要輸入相手国は、トルコ（6 万 4,000 m³）、ポーランド（5 万 8,000 m³）及びドイツ（5 万 5,000 m³）で、これら三か国で 65%のシェアを占めている。

表Ⅱ－29 輸入相手国別切削板輸入量輸入額
(2022 年)

	輸入量 (千m ³)	輸入額 (百万EUR)
計	352	126
1 ハンガリー	109	39
2 ポーランド	67	28
3 ブルガリア	45	11
4 ウクライナ	35	11
5 チェコ	27	8
6 オーストリア	26	14
7 スロバキア	16	4
8 ドイツ	14	6
9 フランス	3	1
10 クロアチア	3	1
その他	8	5

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ－30 輸入相手国別繊維板輸入量輸入額
(2022 年)

	輸入量 (千m ³)	輸入額 (百万EUR)
計	271	172
1 トルコ	64	41
2 ポーランド	58	38
3 ドイツ	55	37
4 ハンガリー	27	16
5 ロシア	11	6
6 ブルガリア	10	5
7 ウクライナ	10	5
8 オーストリア	9	6
9 フランス	6	3
10 中国	6	4
その他	15	11

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

(2) 森林認証システムの導入状況

ルーマニアの森林認証面積は、FSC が 2025 年 2 月現在 280 万 3,000ha¹⁵⁸、PEFC は 2024 年 9 月現在 65 万 4,000ha¹⁵⁹である。

PEFC と FSC が共同して積算している両方の認証スキームの認証を取得している（「ダブル認証」）認証林面積は、2023 年中頃の数値として発表している最新のもので 1 万 2,000ha である。ルーマニアの認証林面積は、両認証スキームの認証森林面積及び「ダブル認証」面積に変化がないと仮定すると 344 万 5,000ha であり、ルーマニアの森林面積（646 万 ha）の 53%を占めていると推計できる¹⁶⁰。

前回調査を行った時点（2018 年度）では、ルーマニアでは FSC の森林認証だけが行われていたが、その後 PEFC による森林認証が開始された。森林に占める認証林面積の割合は、2018 年度の 4 割程度から 2024 年度には 5 割を超える水準まで拡大した¹⁶¹。

ルーマニアにおける CoC 認証件数は、FSC が 873 件（2025 年 2 月現在）、PEFC は 84 件（2024 年 9 月現在）である。前回の調査報告書によれば、CoC の件数は FSC が 695 件（2019 年 3 月）、PEFC は 28 件（2018 年 12 月）であったので、FSC の件数は 26%増、PEFC は件数が少ないものの PEFC の森林認証が開始されたこともあり 3 倍もの増加をみせている。

ルーマニアにおいては、後述のように違法伐採のリスクが払拭できない状態が続いていると報じられているため、ルーマニア材を輸入している日本の輸入業者の中には、森林認証材であることを必須の調達要件としている事例がみられる¹⁶²。

¹⁵⁸ この項の FSC に関する情報ソースは、<https://connect.fsc.org/impact/facts-figures>

¹⁵⁹ この項の PEFC に関する情報ソースは、<https://www.pefc.org/>

¹⁶⁰ PEFC, “PEFC and FSC Double Certification (2016-2023), mid-2023.

¹⁶¹ 『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（欧州地域等）報告書』、林野庁、2019 年 3 月、42 頁

¹⁶² 国内調査結果。認証材であることに加え、サプライヤーの原料調達基準の内容とその実行状況の審査を行い、自社の調達基準への適合を確認してから輸入を開始している。

(3) 違法伐採に関する関連情報

① 2020 年における違法伐採及び法令違反

環境水森林省は、2020 年まで『森林状況報告書 (Raportul privind starea pădurilor)』を毎年公表し、林業関連法令違反に係る報告を盛り込んでいた。この報告書は 2021 年以降公表されていないので、最後に公表された 2020 年版の報告書の林業関連法令違反に係る事項を要約すると次のようである。

2020 年版の同報告書によれば、2020 年にルーマニアでは林業関連の法令違反が 1 万 8,393 件摘発されている。そして、違法伐採、木材の移動（搬出又は輸送）に係る違反及び木材の施設、倉庫等に係る違反により、26 万 320 m³の丸太、加工木材及び薪材並びに 2,519 本のクリスマスツリーが押収されている。

違反事案で最も件数が多かったのは、違法伐採及び木材の窃盗の 7,429 件である。この内、違法伐採は 2,951 件であり摘発により 21 万 3,425 m³の木材が押収されている。さらに、伐採地の境界を確定するためのマーキング装置の違法使用が 14 件、その他の違法伐採又は木材の窃盗に係る違反行為が 4,464 件摘発されている。

次いで違反件数が多かったのは、木材の移動に係る違反で 6,384 件が摘発され、3 万 2,453 m³の木材とともに 2,519 本のクリスマスツリーが押収されている。

木材の施設、倉庫等に於ける違反も 2,141 件と多く、この違反の摘発により丸太が 7,104 m³、加工木材が 4,857 m³、薪材が 2,481 m³押収されている。

『森林状況報告書』ではこれらの他の林関連法令の違反として、技術的基準不適合その他の伐採規制違反 (1,254 件)、過放牧 (813 件)、森林管理又は林業サービス提供の不履行 (303 件) 及び放火 (20 件) の摘発を報告している。

表 II-31 2020 年に摘発された森林関連法令違反

(単位：件、m ³)			
違反事案	件数	押収材積	備 考
計	18,393	260,320	
1. 森林管理又は林業サービス提供の不履行	303	—	
2. 違法伐採及び木材の窃盗	7,429	—	
違法伐採	2,951	213,425	
マーキング装置の違法使用	14	—	
その他違反行為	4,464	—	
3. 森林の健全性・永続性に対する違反	49	—	
森林ファンド面積の違法縮小	40	—	
法的手続きを経ない森林ファンドの占有	8	—	
再造林義務違反	1	—	
4. 木材の移動に係る違反	6,384	32,453	この他に、クリスマスツリー 2,519 本。
5. 木材の施設、倉庫等における違反	2,141	14,442	丸太 7,104 m ³ 加工木材 4,857 m ³ 薪材 2,481 m ³
6. 伐採規則違反	1,254	—	
7. 過放牧	813	—	
8. 放火	20	—	

資料：MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ŞI PĂDURILOR, "Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020", pp51-53

これらの違反の摘発は、環境水森林省所属の林業関係部署職員、ロムシルバ、国立林業調査開発研究所及び林業地区が環境水森林省の林業狩猟管理局を通じて行った¹⁶³。

前表に掲げた違反が行われた翌年の 2021 年 1 月には、違法伐採対策をより強化してバージョンアップした SUMAL 2.0 の運用が開始されている。このため、2021 年以降の伐採並びに輸送又は保管中の木材の管理に係る違反件数の変化を探りたいところではあるが、今回の調査では情報を入手できなかった。しかし、欧州議会は、2023 年 5 月に現地での聴き取りを含むルーマニアの違法伐採に関する事実調査を実施し、報告書を公表しているため、次項でその報告書の概要を報告する。

② 欧州議会による違法伐採事実調査

2023 年 5 月、欧州議会はルーマニアに調査団を派遣してルーマニアにおけるヒグマの個体群の管理及び保護並びに違法伐採についての事実調査を実施した。欧州議会は、その調査の結果並びにルーマニア当局及び欧州委員会への勧告を記した最終報告書（以下、「欧州議会報告書」という。）を 2023 年 11 月 29 日に発表しているため¹⁶⁴、ルーマニアの違法伐採の状況を把握するための参考として違法伐採に係る部分を要約して報告すると次のようである。

A. 事実認識と調査団派遣までの経緯

欧州議会報告書では、ルーマニアの現地調査に至る違法伐採の事実認識と欧州議会が調査団を派遣するまでの経緯について次のように述べている¹⁶⁵。

- ルーマニアにおける違法伐採は長年にわたる問題であり、COVID-19 パンデミック中に大幅に増加したと報告されている。
- 2008 年から 2014 年までの伐採量（年間 880 万 m³）のほぼ半数は違法伐採によるものとされ、さらにルーマニアの国家森林資源調査によると、承認された森林管理計画の許容量を超えて毎年 2,060 万 m³が伐採されたとの報告がある。
- さらに違法伐採と森林破壊は、活動家、ジャーナリスト、森林警察職員に対する数百件の暴行事件や殺人事件をも引き起こしている。
- このため欧州委員会は、2020 年に EU の機能に関する条約（TFEU : The Treaty on the Functioning of European Union）第 258 条の規定に基づき、ルーマニアに対する林業活動に係る EU 環境法違反を根拠とした違反手続きを開始し、2020 年 2 月の正式通知書とそれに続く 2020 年 7 月の理由付き意見においてルーマニアに違法に伐採された丸太から生産した製品の EU 市場への出荷を禁じる EUTR を適切に実施するよう求めた。
- 欧州委員会は 2019 年から 2021 年までの間にルーマニアの違法伐採及び森林破壊の増大並びに EU 環境法違反に関する 4 件の請願書¹⁶⁶を受理してい

¹⁶³ MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ŞI PĂDURILOR, "Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020", p 51.

¹⁶⁴ European Parliament, "The fact-finding visit to Romania from 15 to 18 May 2023 on the management and the protection of the brown bear population and the illegal logging in Romania, as raised in Petitions Nos: 1188/2019, 1214/2019, 0685/2020, 0534/2021, 0410/2022 (the brown bear population), as well as 1248/2019, 0408/2020, 0722/2020, 1056/2021 (the illegal logging)", "Mission Report", 29.11.2023.

¹⁶⁵ 「欧州議会報告書」 3～4 頁

¹⁶⁶ 請願書番号 1248/2019、0408/2020、0722/2020 及び 1056/2021

る。欧州委員会は、2020 年 2 月にルーマニアの違法伐採に係る違反手続き¹⁶⁷を開始し、EU 環境法の侵害を進行中の事案とみなしている。

B. 現地調査の概要

欧州議会報告書では、請願書提出者、行政機関（中央官庁、地方当局、ロムシルバ、警察その他の法執行当局機関）、環境運動活動家、利害関係及び NGO に行った面接調査で受けた説明と質疑応答の内容を掲載している¹⁶⁸。

同報告書には被面接者の発言の検証に係る記載はないものの、合法性の確認を行う上で参考となる事項又は留意しなければならない事項が多く掲載されているので、これらに焦点をあてて概要を報告する。

a. 森林担当大臣、国務長官、検事総局からの情報

- 不正行為への対応の一環として、SUMAL の機能を活用して、ユーロポールその他の欧州の取締機関との協力及び多様なレベルで組織化した情報ネットワークを構築して不正行為に対応している。
- 現段階では、実施されている伐採の約 90% が合法的な伐採である。
- 捜査対象となっている犯罪の中で最も多いのは、水質汚染、廃棄物処理、違法伐採、保護種の密売などの環境犯罪で、年間約 8,000 件の事件を解決している。

b. 地方当局、ロムシルバ、地方警察からの情報

- 違法伐採はとても複雑な問題で、他の種類の犯罪と関連しているケースが多い。
- 森林警察が実施している措置の目的は、森林法の遵守及び経済事業者による適正な木材の輸送及び加工の維持にあり、私有林も対象にしている。
- SUMAL 2.0 の導入により、違法伐採材の輸送が確実に把握できるようになり、木材をシャドーマーケット¹⁶⁹で商品化するネットワークを解体した。
- 2022 年にスチャバ県¹⁷⁰では違法伐採に対する警察活動に高い成功率がみられ、1 万 m³の木材と 21 両の車輛を押収した。2022 年以降、同県内での違法伐採活動は減少している。

c. 請願者、環境活動家、学識経験者、NGO からの情報

- 自然保護地域であるナチュラ 2000 サイト¹⁷¹で、2021 年から 2022 年までの間に 56 万 m³の伐採が承認されている。
- 2020 年に解決したとされる 8,000 件の違法伐採事案のうち、起訴又は司法

¹⁶⁷ INFR (2020) 2033- NATURAL- Logging in Romania.

¹⁶⁸ 欧州議会報告書 7 頁～27 頁

¹⁶⁹ 「シャドーマーケット」とは闇市場を指している。アマエル・カッターツァ、ピエール・サンデス共著、『地図で見るバルカン半島ハンドブック』、原書房、2017 年では、その 124 頁において、「密売と闇経済はバルカン半島に古くからある現実である。地勢学的・政治学的な十字路であるこの地域は、19 世紀から不安定な国家が多かったため、バルカン半島内だけでなく域外との不正取引がおこなわれてきた。（中略）しかし実情はきわめて多様で国際的な犯罪組織網もあれば、生活のための小さな密売もある」と密売及び闇経済を解説している。

¹⁷⁰ ルーマニア北東部の県で、ウクライナ及びモルドバと接している。

¹⁷¹ 生物多様性を保全するために、1992 年生息地指令（92/43/EEC）が定める特別保護地域

取引により裁判に至ったものはわずか 356 件である。捜査官の関心が十分に高まらずに解決した事案が 3,100 件存在した。

- 林業労働者、ジャーナリスト及び NGO 代表への攻撃については、件数は少ないが、森林管理者を殺害した事件、森林保護活動家 3 人に対する暴行事件が発生している。
- 森林警察隊員が許可書を携えずに違法伐採材をトラックで輸送して逮捕された事件が発生している。
- ルーマニアで伐採した木材の半分以上がシャドーマーケットに流れている。
- 違法伐採は単なる窃盗ではなく、汚職の現れである。SUMAL 2.0 の導入により、違法伐採対策に進展がみられるが、汚職防止のための一貫した法的枠組みの構築が必要。
- 適切な林道がないこと及び森林所有者に課せられた環境規制のコストが生じていることが木材の価格に影響し、違法伐採を助長している。
- 地元のコミュニティが木材を合法的に利用できるようにするための法整備が必要である。

C. 現地調査の結論

調査団メンバーは、2023 年 5 月 18 日に事実調査の結果について記者発表を行っている。欧州議会報告書に記されている違法伐採事案に係る記者発表の内容は、次のようである¹⁷²。

- 調査団メンバーは、違法伐採が引き起こす経済的財政的社会的環境的被害の甚大な影響を目撃し、詳しい説明を聴取した。影響を受けた地域では目に見える影響があったにもかかわらず、公開され信頼に足りうる違法伐採の規模に係る統計が明らかに不足していた。特に、調査団メンバーは、一方では当局から、他方では請願者、NGO、環境活動家、学界の代表者から、異なる情報を提供された。さらに調査団メンバーは、詐欺、脱税、マネーロンダリングなどの犯罪に直接結びついている違法伐採犯罪の背後にある複雑なネットワークを理解した。
- 違法伐採に関連する様々な犯罪により逮捕された個人に与えられる罰はほとんどないか、全くないようだった。木材の最終的な行き先に関する情報もほとんどなく、当局による信頼できる犯罪者プロファイリングがなかった。違法伐採を予防する面では、環境水森林省及び地元の森林当局が調査団メンバーに、2022 年 1 月 31 日に SUMAL2.0 が導入されてからルーマニアでの違法伐採が減少していると報告した。しかし他の対話者は、このシステムの限定的なメリットは認めながらも正反対の見解を示し、SUMAL2.0 では対処できない合法伐採と違法伐採の区別を困難にする盗難のいくつかの方法を概説した。

D. 勧告

欧州議会は、ルーマニアのヒグマの個体群の管理及び保護並びに違法伐採の事実調査結果に基づき、ルーマニアの地方、地域及び国家当局並びに欧州委員会に

¹⁷² 欧州議会報告書 30 頁

勧告を行っている。

この勧告内容のうち、違法伐採に係る事項は次のとおりである¹⁷³。

- a. 違法伐採は犯罪として認識されるべきで、公的機関と市民社会は違法伐採対策に寛容を示さなければならない。当局によるこの犯罪の存在の認識が最も重要である。2020年2月に欧州委員会はルーマニアの違法伐採材に関する違反手続きを開始したが、それ以来、ルーマニアに EUTR 遵守を保障するための大きな進展が見られなかった事実は遺憾であると指摘する。
- b. 立法の枠組みは、この犯罪に対する全ての側面を網羅するべきで、法律にはこの犯罪に立ち向かう当局の明確な権限及び協力プロトコル並びに違法行為を抑止するための体系的、かつ、犯罪の程度に比例した制裁と刑罰が必要である。
- c. 関係当局は、違法な伐採及び貿易の活動に対し実施する様々な対策の有効性を評価するために、違法伐採の量をより明確に把握しなければならない。当局は人工衛星による全ての森林地域を対象とした明確、かつ、継続的な監視に向けて努力を続けなければならない。
- d. SUMAL 2.0 トレーサビリティーシステムの付加価値及び成果は認めるが、システムにはさらなる改善の余地がある。当局は、木材のライフサイクル全般における盗難及び法令の回避に対処するために、システムの弱点を全て把握し、機能開発を行いながらシステムの効率性を客観的に分析しなければならない。
- e. 2023年6月29日に発効した EUDR の徹底的な実施の必要性を強調する。
- f. 森林を保護し、国境を越えた適切な執行措置を適用して違法伐採実施者を有罪判決に導くという最終目標のために、違法伐採ネットワークを特定するための犯罪プロファイリング活動を展開する必要がある。
- g. 違法伐採は、国境を越えた事案である場合があり、さらに汚職にも関連しているので、公的機関は EU 加盟国の担当当局、インターポールその他の国際機関及びユーロポール、欧州検察庁 (EPPO¹⁷⁴) その他の欧州機関に積極的な協力をすべきである。
- h. 林業従事者は、森林保護の職務遂行に係る課題に対応できるように、より適切な訓練と装備を受けるべきであり、当局はその責任を認識すべきである。
- i. 当局と警察は、環境 NGO 及び活動家と協力し、彼らの専門知識を活用し、彼らの犯罪グループ又は犯罪ネットワークからの保護を確実にして違法伐採対策に臨むべきである。特にジャーナリスト、市民社会の代表者、林業従事者に対する攻撃や暴力は直ちに厳重に処罰し、徹底的に捜査すべきである。さらに当局には、これまで報告された違法伐採及び個人に対する暴力事件の全てについて、遅滞なく追跡調査をするよう要請する。
- j. 欧州委員会に対しては、違法伐採その他の重大な環境犯罪に対処するため、欧州検察庁に EU 規模の環境犯罪に係る捜査を要請する。
- k. 公有林の管理は、環境アセスメントを条件とする森林管理計画に基づいて行われるべきで、自然保護区の管理計画に基づいて調整すべきである。

¹⁷³ 欧州議会報告書 32～34 頁

¹⁷⁴ European Public Prosecutor's Office.

- l. 国及び地方レベルでの啓発キャンペーン及び学校カリキュラムの開発、さらに持続可能な観光並びに伝統的な芸術及び工芸にも重点を置き、違法伐採が環境や経済に与える影響又は違法伐採を行ったときの法的な結果に係る教育を、地域社会を対象として行うべきである。
- m. EU 機関は、違法伐採活動の抑制を目的とする補助事業や循環型経済の構築に係る取組を推進し、現在の枠組みを補完して地域社会が薪に代わる手頃な代替エネルギー源にアクセスできるようにすべきである。